

製品安全行政を巡る動向

令和5年3月28日

産業保安グループ製品安全課

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

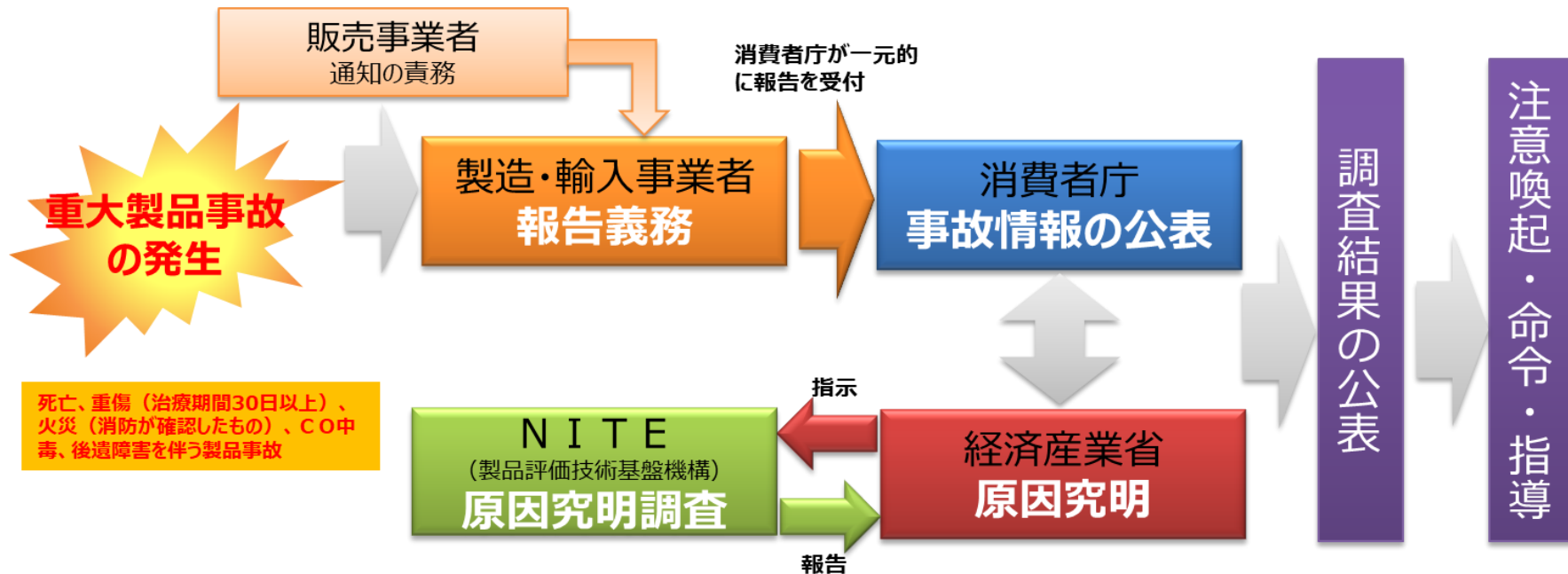
目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

重大製品事故報告・公表制度（消安法の制度）

- 製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている。（消安法第35条）
- 販売事業者等が認知した場合には、製造・輸入事業者に通知する責務がある。（消安法第34条第2項）
- 消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に対して原因究明調査を指示。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。
- 過去の教訓を踏まえ、2006年の法改正で導入された制度で、事故の再発防止のため極めて重要な制度。

（事故報告制度の概要）



※平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

2022年の重大製品事故受付件数

- 2022年（1月～12月）に受け付けた重大製品事故件数は、**合計1,023件**。
- うち死亡事故は29件。製品別で最も多いのは石油製品。

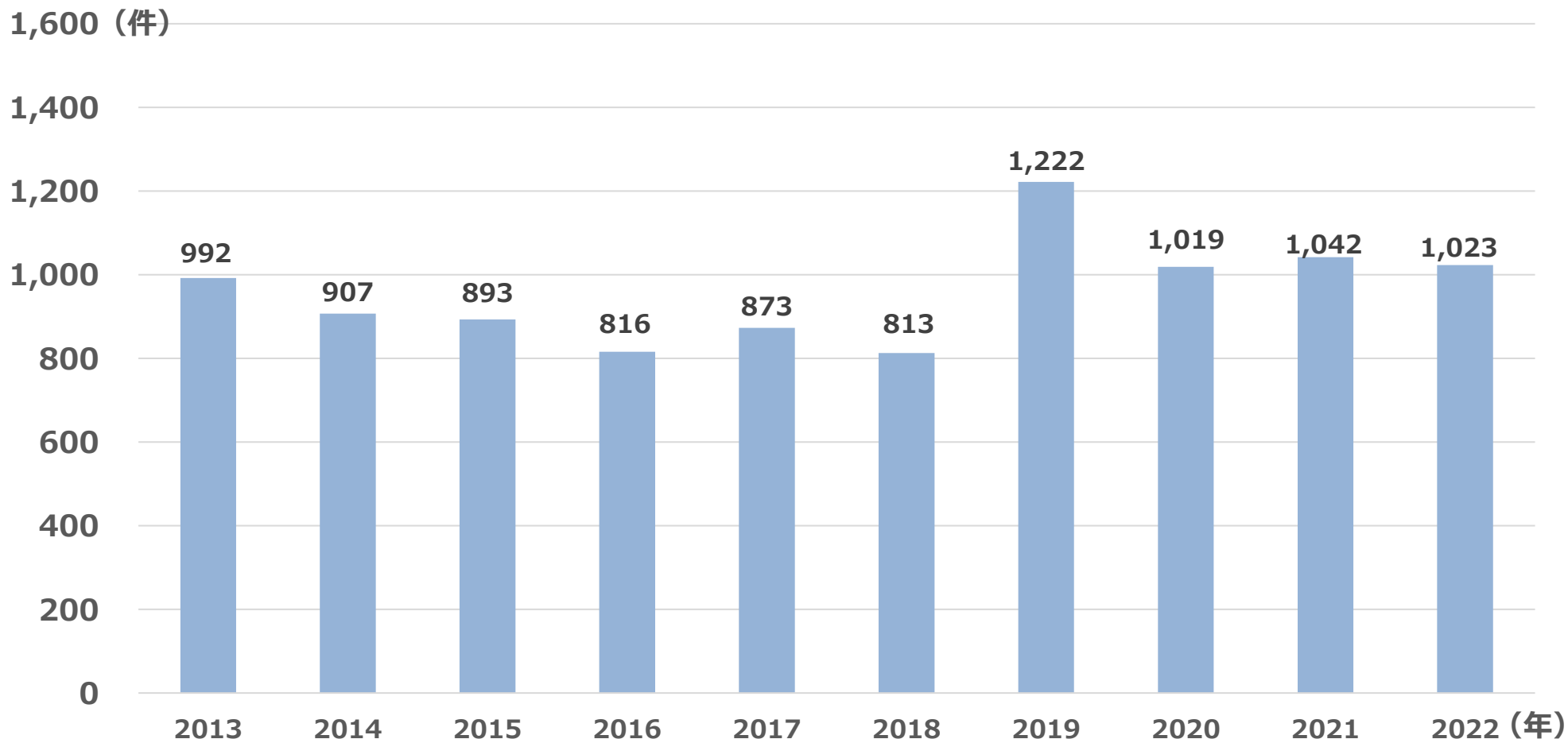
	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
燃烧器具	13	(12)	6	(3)	115	0	0	134(13.1%)
ガス製品	2	(1)	4	(1)	66	0	0	72(7.0%)
石油製品	11	(11)	2	(2)	49	0	0	62(6.1%)
電気製品	7	(7)	14	(1)	673	0	0	694(67.8%)
その他製品	9	(0)	136	(0)	49	0	1	195(19.1%)
合 計	29 (2.8%)	(19)	156 (15.2%)	(4)	837 (81.8%)	0 (0%)	1 (0%)	1,023 (100%)

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
注）：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、
・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（19件）、「火災」かつ「重傷」（5件）の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は860件となる。
・死亡者のほかに重傷者も発生した事故（1件）は、「死亡」として計上している。重傷事故として報告された件数は157件となる。
注）：令和4年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

重大製品事故件数の推移

※年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

- 2022年の重大事故受付件数は**1,023件**となり、**前年比で19件の減少、前々年比で4件の増加**
- 直近5年間の中でも、2019年は、リコールが発生した自転車製品の事故が多かった（1,222件のうちおよそ約3割を占める）。



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
※消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受理した日で計上

除雪機による死亡事故の発生状況について

- 2012年度から2021年度までの直近10年間で除雪機により死傷した事故は36件発生
- 36件の事故のうち**死亡事故**が**25**件あり、死亡事故のうち**18**件（約7割）で安全機能を無効化したり足を滑らせて転倒するなど、使用者による**誤使用や不注意**による事故が発生

【事事故事例】

(1)除雪機の下敷きになった事故

事故発生年月 2021年1月（広島県、80歳代・男性、死亡）
使用中の除雪機の下敷きになり、病院に搬送後、死亡。

(2)オーガに巻き込まれた事故

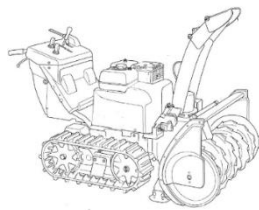
事故発生年月 2021年2月（山形県、70歳代・男性、死亡）
除雪機のオーガに巻き込まれた状態で発見され、死亡。

(3)詰まった雪を取り除こうとしてけがを負った事故

事故発生年月 2021年1月（北海道、20歳代・男性、重傷）
除雪機の排雪口に詰まった雪を取り除こうとして右手指を負傷した。

(4)排気によって一酸化炭素中毒になった事故

事故発生年月 2021年11月（北海道、70歳代・女性、死亡）
物置で作動中の除雪機に寄りかかったまま、心肺停止状態で発見され、搬送先の病院で一酸化炭素中毒による死亡が確認された。

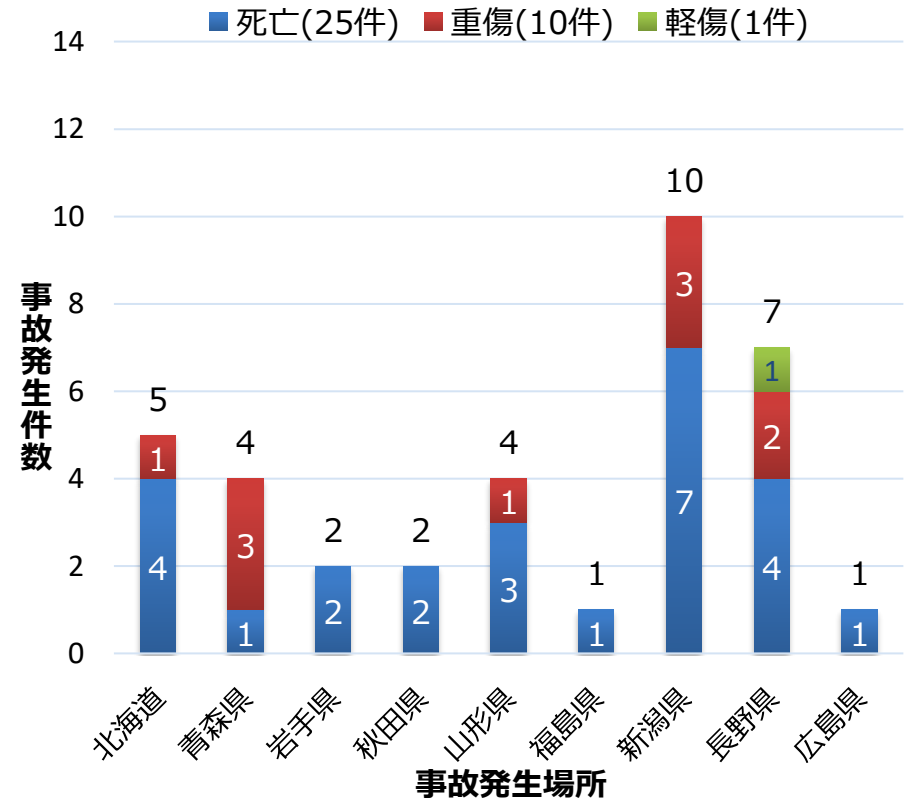


排雪口

オーガ

出典：独立法人製品評価技術基盤機構（NITE）

過去10年間に於いて除雪機により
死傷した事故36件の状況



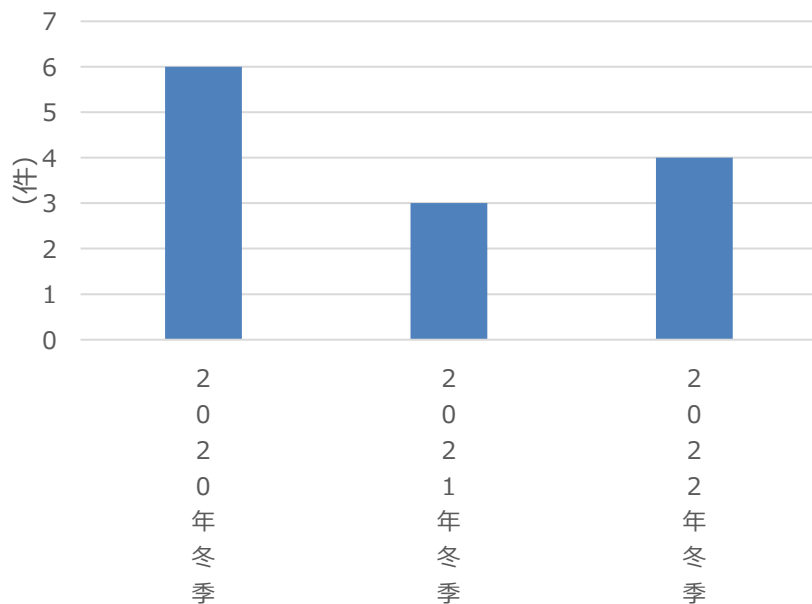
出典：独立法人製品評価技術基盤機構（NITE）が把握した、2012年4月1日～2022年3月31日に発生した製品事故を対象に作成

※消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故に加え、NITEが収集した非重大製品事故を含む。

除雪機による死亡事故への対応状況

- 2020年冬季に除雪機による死亡事故が多発したことから、2021年冬季及び2022年冬季には、消費者庁、NITE等と連携して積極的な広報を展開。
- 2022年冬季の取組としては、2022年12月22日に消費者庁、NITEと同時に「『除雪機の死亡事故』7割が誤使用・不注意」のプレスリリースを同時発表。随時寒波前などTwitterによるタイムリーな注意喚起ツイートを実施。
- 依然として除雪機による重大製品事故が発生していることから、今後とも、各機関と連携して重層的な注意喚起を実施。

除雪機による死亡事故の件数



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の発生日ベース）をもとに製品安全課で集計

※冬季として、12月から翌年2月までの死亡事故件数で算定

「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意

～“安全機能ONとエンジンOFF”が生死の分かれ目～

(12/22の共同プレスリリース)

2022年12月22日 同時発表：消費者庁、（独）製品評価技術基盤機構

▶ 安全・安心

毎年冬になると除雪機による事故が発生しています。今年の冬は日本海側を中心に降雪量が平均並みか多いと予想されており、除雪機を使用する機会が増えるため、よりいっそうの注意が必要です。除雪機は、**安全機能を無効化しない**、状況に応じて**エンジンを切る**など、取扱上の注意を守って使用しましょう。

1. 概要

2012年度から2021年度^{※1}の10年間にNITE（独）製品評価技術基盤機構）に通知された製品事故情報^{※2}では、除雪機によりけがを負った事故は36件あり、死亡事故は25件でした。また、死亡事故のうち18件（約7割）で、安全機能を無効化する誤った使用方法や、足を滑らせて転倒するなど、使用者による誤使用や不注意による事故が発生しています。



【2022年12月22日プレスリリース取り上げ状況】

- ❑ テレビ報道、webニュース、新聞合わせて**197件**で取り上げられた。
- ❑ また、北海道、新潟県、山形市等**8つの自治体**のHP、ツイッター等で注意喚起に活用された。

(参考) 除雪機による死亡事故への対応状況

- 死亡事故につながり得る危険なポイントをまとめた注意喚起動画をNITEが作成。広報において活用。
- 事故の多い高齢者を対象に、除雪機の使用方法に係るヒアリングや身体的データ測定を実施。

<注意喚起動画で呼びかけた注意点>

(1) 除雪機の下敷きになった事故

(2) オーガに巻き込まれた事故

- デッドマンクラッチ機構などの安全機能を無効化しない。
- 後進する際には、転倒したり、挟まれたりしないよう、周囲の状況に十分注意する。
- 周囲に人がいない状況で作業する。
- その場を離れるときは、エンジンを切る。



出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

(3) 詰まった雪を取り除こうとしてけがを負った事故

- 雪詰まりを取り除く際は、エンジン及び回転部の停止を確認し、雪かき棒を使用する。



出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

(4) 排気によって一酸化炭素中毒になった事故

- 除雪機は始動／停止も含め風通しの良い屋外で使用する。

<事故の多い高齢者を対象としたヒアリング調査・身体的データ測定>

(1) ヒアリング調査

除雪機使用時のデッドマンクラッチ無効化の有無や作業時のヒヤリハット、除雪機への改善要望等を聞き取り。

(2) 身体的データ測定

主にデッドマンクラッチを握る力や除雪機での移動、旋回等の動きによる状態の違いを確認。

⇒収集した情報・データを分析し、事故発生抑制に向けた今後の提案等につなげる



出典：製品安全課撮影

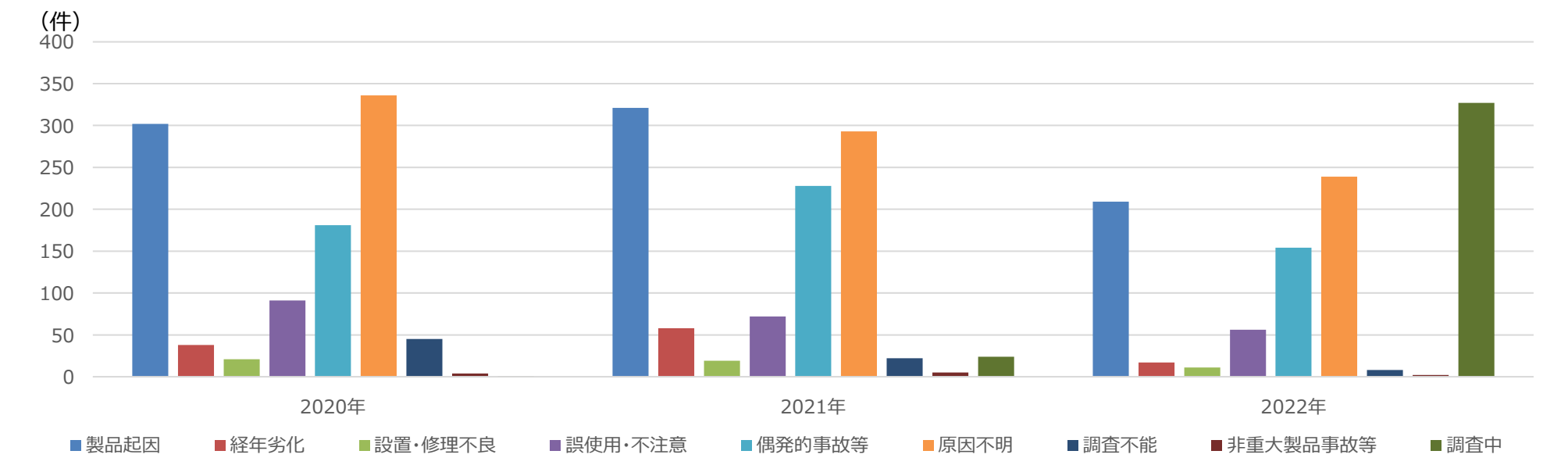
重大製品事故の原因分析について

- 製品起因による事故は約 2 ～ 3 割。必要に応じて事業者に改善やリコール等の対応を促している。

重大製品事故の原因分析と経年変化

令和4年12月末時点の調査結果

受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	偶発的事故等	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
2020年	302件	38件	21件	91件	181件	336件	45件	4件	1件	1,019件
	29.6%	3.7%	2.1%	8.9%	17.8%	33.0%	4.4%	0.4%	0.1%	100.0%
2021年	321件	58件	19件	72件	228件	293件	22件	5件	24件	1,042件
	30.8%	5.6%	1.8%	6.9%	21.9%	28.1%	2.1%	0.5%	2.3%	100.0%
2022年	209件	17件	11件	56件	154件	239件	8件	2件	327件	1,023件
	20.4%	1.7%	1.1%	5.5%	15.1%	23.4%	0.8%	0.2%	32.0%	100.0%



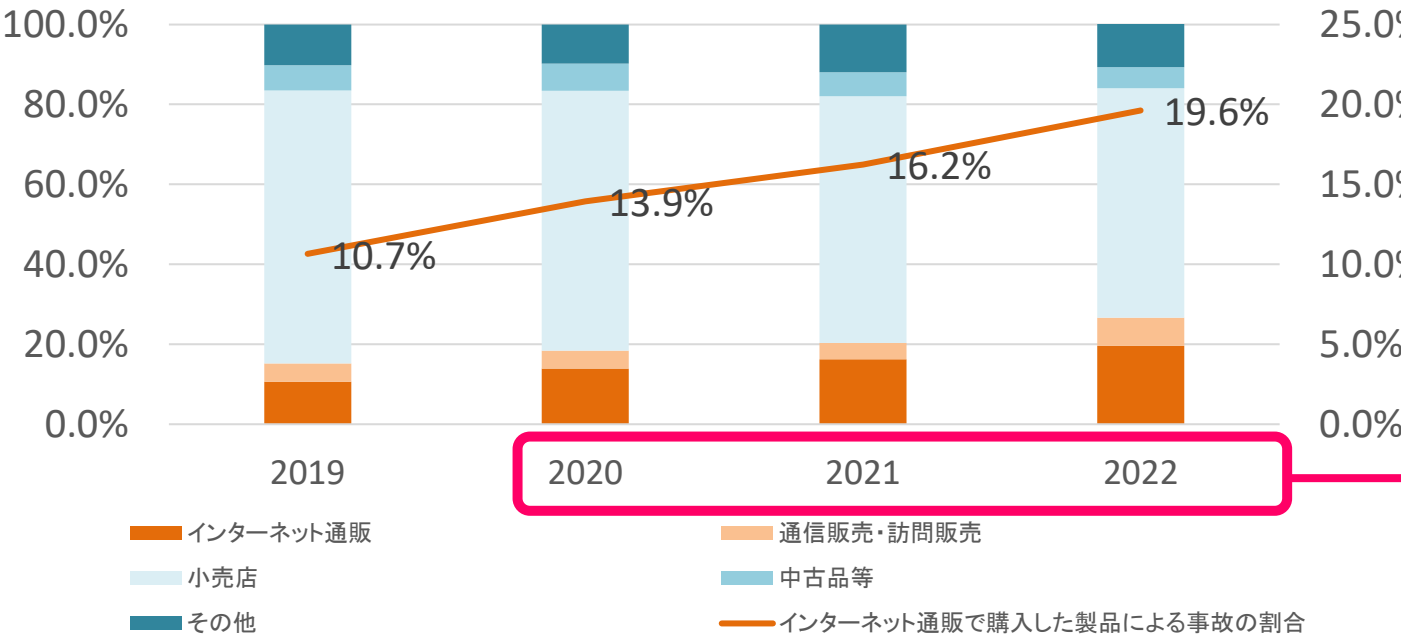
出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
(注)「偶発的事故等」とは、製品に起因しないか（ただし誤使用と言い切れない）、又は使用者の感受性に関係すると考えられるものをいう。
(注) 令和4年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

重大製品事故が起きた製品の入手先

- 重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類しており、製品の入手先不明の事故については除外してある。



2020年～2022年でみると、257件。このうち上位8品目で121件（47%）を占めている。

- 24件 二次電池
- 23件 リチウムイオン電池内蔵充電器（モバイルバッテリー）
- 16件 ガストーチ
- 14件 ポータブル電源
- 13件 電動アシスト自転車
- 11件 照明器具
- 10件 携帯電話
- 10件 電気ストーブ

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
(注) 各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

2022年に開始されたリコール件数

- 2022年に開始されたリコールは98件。そのうち、重大製品事故契機が24件、重大製品事故契機以外のは74件であった。

リコール開始件数

※令和5年3月3日時点で公表されているリコール

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
重大製品事故契機	18	16	15	20	24
重大製品事故契機以外	55	66	75	78	74
計	73	82	90	98	98

2022年に開始された重大製品事故契機のリコール（24件）

- | | |
|--|--|
| ①1月17日 液晶ディスプレイモニター用 A C アダプター【株式会社マウスコンピューター】 | ⑬6月27日 リチウム蓄電池【オムロンソーシアルソリューションズ株式会社】 |
| ②1月19日 ヘアアイロン（充電式）【株式会社ゼリックコーポレーション】 | ⑭7月25日 ガストーチ【株式会社イーラリー】 |
| ③2月4日 ノートパソコン（コンシューマ向け・GIGAスクール向け）【NECパーソナルコンピュータ株式会社】 | ⑮8月2日 マッサージ器（充電式）【株式会社無限】 |
| ④3月23日 玩具（高吸水性樹脂ボール）【株式会社久野貿易商会】 | ⑯9月20日 エアコン【シャープ株式会社】 |
| ⑤4月4日 リチウム蓄電池【ニチコン株式会社】 | ⑰9月20日 電気こたつ【サンコー株式会社】 |
| ⑥4月5日 電動アシスト自転車用バッテリー【ヤマハ発動機株式会社、ブリヂストンサイクル株式会社、豊田TRIKE株式会社、株式会社あさひ】 | ⑱10月11日 電気炊飯器【ハイアールジャパンセールス株式会社】 |
| ⑦4月13日 リチウム電池内蔵充電器（ジャンプスターター）【日動工業株式会社】 | ⑲10月12日 電気ストーブ（オイルヒーター）【株式会社はびねすくらぶ】 |
| ⑧4月18日 折りたたみ自転車【株式会社アキボウ】 | ⑳10月14日 水素水生成器（飲料用）【株式会社日省エンジニアリング】 |
| ⑨5月6日 ペット用ヒーター【株式会社ビバリア】 | ㉑10月17日 電気冷蔵庫【株式会社アズマ】 |
| ⑩5月11日 電気ストーブ【有限会社潮庭商事】 | ㉒10月17日 自転車【ピープル株式会社】 |
| ⑪5月30日 電気足温器【株式会社 M T G】 | ㉓10月31日 折りたたみ自転車【ブリヂストンサイクル株式会社】 |
| ⑫6月10日 表札（LEDライト付）【株式会社安芸ガラス工芸】 | ㉔11月24日 電動工具（ドライバー、充電式）【株式会社 MonotaRO】 |

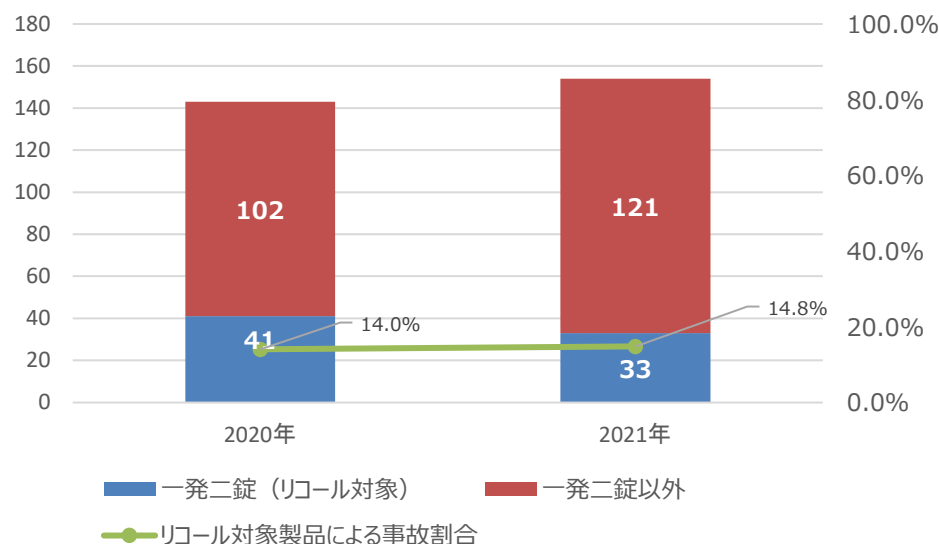
出典：製品安全課において把握した企業によるリコールに関する情報に基づき製品安全課にて作成

注）令和5年3月3日時点で事業者から報告を受けた情報であり、今後の報告の状況により件数及び内容に変更が生じる可能性がある

リコール対象製品による重大製品事故の発生状況分析

- リコール対象製品による重大製品事故は重大製品事故全体の約14%を占める。2019年6月24日に開始された自転車のリコールの対象製品（一発二錠）による事故が約25%を占め顕著であった。
- リコール未対策品による重大製品事故が発生した場合は、経済産業省と消費者庁が当該重大製品事故を公表する際に、共同でリコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施。

リコール対象製品による重大製品事故発生件数及び 重大製品事故全体に占める割合の推移



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計

※NITEによる事故調査の結果、リコール対象製品と判明したものを計上

※令和4年12月末時点のものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

リコールに関する特記事項公表（消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について（令和4年9月9日））

6. 特記事項

株式会社イーラリーが輸入したガストーチについて（管理番号：A202200439）

①事故事象について

店舗で株式会社イーラリー（法人番号：5110001010692）が輸入したガストーチを使用中、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損し、1名が火傷を負いました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（廃棄依頼・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、Oリングが使用により劣化しガス漏れが起こるおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）7月25日にウェブサイトへ情報掲載、購入者へのダイレクトメールの送付を行い、廃棄依頼及び返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202200439）の事故の原因が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、JANコード、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	販売期間	対象台数
mitas ガストーチ バーナー	ER-THBR：JAN4580463472713	2016年7月 ～ 2019年6月	6,158
	ER-GSTH：JAN4550010023552	2019年6月21日 ～ 2022年7月13日	23,887

2022年（令和4年）7月25日からリコール（廃棄依頼・返金）を実施
回収率：9.5%（2022年9月8日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2016年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2022年度	5	火災	2018年度	0	—
2021年度	2	火災	2017年度	0	—
2020年度	0	—	2016年度	0	—
2019年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202200439）は含まない。

リコールハンドブック2022改訂版の策定予定

- 事業者向けに、リコールについて、①日頃からの取り組み、②いかに迅速かつ的確に実施するか、③いかにフォローアップの実効性を高めるか等の基本的考え方・手順を示す**ハンドブックを改訂**予定。

リコールハンドブック2022改訂版に盛り込むポイント

- 早期にリコール対象製品の回収等を行い、合理的・効果的で持続可能なリコール対応に振り向ける観点からも、リスクアセスメントに基づき適切なリコールプランを策定する必要があること
- リコールは、CRM（Customer relationship management）の一環と捉えれば、ロイヤリティ向上やファン心理向上等につながる好機であること
- 販売事業者や流通事業者も、果たすべき役割を十分に認識し、積極的に協力する必要性
- ホームページのアクセスログの解析により誘導媒体を特定し資源を効率配分すること、QRコードやSEO（Search Engine Optimization）の活用も有用であること

（参考）リコールハンドブック改訂委員会委員一覧

大河内 美保	主婦連合会 監事
金谷 隆平	大手家電流通協会 委員
川崎 裕之	独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 次長
桑原 華穂	ヤフー株式会社 政策企画統括本部政策渉外部 Digital Crime Unit マネージャー
古賀 雅隆	株式会社日経BPコンサルティング デジタル本部 シニアコンサルタント
小山 健太	楽天グループ株式会社 コマースカンパニー コーポレート統括部コマース渉外室長
齊藤 幸利	一般財団法人家電製品協会 製品安全委員会 委員
竹田 歩	株式会社ディー・ウォーク・クリエイション 代表取締役社長
遠山 聡	専修大学 法学部 教授
徳野 泰之	三井住友海上火災保険株式会社 新種保険部費用保険チーム長
豊田 浩寿	一般社団法人日本ガス石油機器工業会 安全対策委員会委員長
松田 友加里	アマゾンジャパン合同会社 渉外本部 公共政策部長
三浦 佳子	消費生活コンサルタント
三上 喜貴	開志専門職大学 副学長【委員長】

リコール対応レベルに基づく新たなリコール対応の検討

- 早期にリコール対象製品の回収等を行い消費者の安全を確保すること、及び、企業の限られたリソースを合理的・効果的なリコール対応に振り向けることを目的として、**各リコール案件の緊急度・優先度をレベル分けし、レベルに応じた対応を取れないか検討を実施。**
- リコール製品の回収率は複合的要因が関係することから、まずは製品のリスクを示すR-mapからレベルを決め、1年後の回収率によって対応レベルを再検証した上で、リコール実施計画の見直しを図る方向で議論。
- **令和6年4月の運用開始**を目指し、令和5年度は**個別のリコール対応の効果検証**を実施する。

＜リコール対応レベルの決め方＞

R-map	リコール対応レベル
A領域：社会的に許容されないリスク領域	レベルⅢ
B領域：合理的理由があれば社会的に許容される可能性があるリスク領域	レベルⅡ
C領域：社会的に許容されるリスク領域	レベルⅠ
—	レベルⅠ
	レベルⅠ

＜A社の日用品＞

リコール経緯：製品が破損し消費者がけがをする恐れ
 対象台数：1万台以下
 R-map：C
 ⇒**リコール対応レベルⅠ**

＜B社の家庭用電化製品＞

リコール経緯：発煙・発火の恐れ（重大事故複数発生）
 対象台数：1万台以上
 R-map：A2
 ⇒**リコール対応レベルⅢ**

＜R-map＞

＜予想発生頻度＞					
レベル5：極高 頻発する/Frequent 10 ⁻⁴ 超		3	1	2	3
レベル4：高 しばしば発生する/Probable 10 ⁻⁴ 以下～10 ⁻⁵ 超		2	3	1	2
レベル3：中 時々発生する/Occasional 10 ⁻⁵ 以下～10 ⁻⁶ 超		1	2	3	1
レベル2：低 起こりそうにない/Remote 10 ⁻⁶ 以下～10 ⁻⁷ 超			1	2	3
レベル1：極低 まず起こりえない/Improbable 10 ⁻⁷ 以下～10 ⁻⁸ 超				1	2
レベル0 考えられない/Incredible 10 ⁻⁸ 以下					
	レベル0 無傷 None なし なし	レベルⅠ：小 軽微 Negligible 軽傷 製品発煙	レベルⅡ：中 中程度 Marginal 通院加療 製品発火・焼損	レベルⅢ：大 重大 Critical 重傷・入院治療 火災	レベルⅣ：極大 致命的 Catastrophic 死亡 火災・建物焼損
	＜予想発生危害程度＞				

A領域（レッドゾーン）：
社会的に許容されない
リスク領域

B領域（イエローゾーン）：
合理的理由があれば
社会的に許容される
可能性あるリスク領域

C領域（ホワイトゾーン）：
社会的に許容される
リスク領域

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
- 3. 製品安全関連法の執行状況等**
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

製品安全 4 法の概要

- **製品安全 4 法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（**○PSマーク**）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（**◇PSマーク**）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

【製品安全4法】

消費生活用製品安全法（消安法）（10品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

- 長期使用製品安全点検制度は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための消安法上の制度。対象となるのは2009年4月以降に販売した**特定保守製品**
- 令和3年8月、指定対象製品を見直し。9製品→2製品へ

特定保守製品【2品目】



石油給湯機



石油ふろがま

※令和3年8月の改正で指定から外れた製品



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



FF式石油温風暖房機

※2022年の製造・輸入事業者による製品安全4法の届出件数は約8,000件

違反への対応件数（国の対応によるもの）

- 2022年、試買テストや立入検査等を通じて製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反に対して行った対応件数は**計665件**。（約半数は自己申告）
- 違反事業者に対し、ヒアリングや立入検査を実施し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行った。

違反への対応件数の推移

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2018年	361	0	37	106	504
2019年	484	0	62	63	609
2020年	268	0	96	96	460
2021年	385	1	52	50	488
2022年	500	1	62	102	665

主な違反品

（電安法）直流電源装置、リチウムイオン蓄電池
（消安法）乗車用ヘルメット
（液石法）カートリッジガスこんろ、屋外式ストーブ

※2021年は2020年度ネットパトロール事業の結果を反映した。

※2022年は違反对応件数の計上における各法間の計上方法を統一した。

製品安全 4 法における令和 2 年度試買テスト結果について

- 技術基準への適合やPSマークの表示といった法律に基づく義務が適切に履行されているか確認するため、毎年、市場で流通しているPSマーク対象製品を購入して確認する、「試買テスト」を実施。購入に際してはインターネットモールからの購入が多い。
- 違反が確認された場合、事業者への通知及び事実関係の調査等を経て、再発防止対策を講じるよう指導を行うほか、類似の違反事案の未然防止等の観点から、結果を公表。

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/r4_shibaikekka.pdf

試買テストの実施内容及び結果（令和 2 年度）

電気用品安全法

（電気用品安全法の特定製品
安全性等調査確認事業）

- 直流電源装置
- リチウムイオン蓄電池 等

47品目
142機種

技術基準の不適合	72機種	形状・組立・操作、空間距離、アース機構 等
表示の不適合	13機種	PSEマーク、届出事業者名

消費生活用製品安全法

（消費生活用製品安全法の特定製品安全性等調査確認事業）

- 乗車用ヘルメット
- 携帯用レーザー応用装置 等

8品目
41機種

技術基準の不適合	10機種	保護範囲、衝撃吸収性、突出物、レーザー出力 等
表示の不適合	8機種	PSCマーク、届出事業者名、登録検査機関名 等

ガス事業法

（ガス事業法及び液石法特定製品
安全性等調査確認事業）

- 屋外式ガス瞬間湯沸器
- 密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま

2品目
2機種

技術基準の不適合	0機種	不適合なし
表示の不適合	0機種	不適合なし

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

（同上事業）

- カートリッジガスこんろ
- 屋外式ストーブ 等

4品目
11機種

技術基準の不適合	5機種	耐熱試験、一酸化炭素濃度、転倒、気密性 等
表示の不適合	5機種	型式、届出事業者名、登録検査機関名 等

販売事業者への立入検査による違反対応件数（自治体による対応）

- 2021年度に行われた各自治体による販売事業者への立入検査は約6,000件。
- 2021年度、各自治体の立入検査により判明した製品安全4法の販売事業者による違反件数は計4件。
- 各自治体は違反事業者に対し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行った。

違反対応件数の推移（販売事業者への対応）

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2018年度	4	0	0	2	6
2019年度	7	0	1	0	8
2020年度	6	0	1	0	7
2021年度	3	0	1	0	4

出典：自治体の立入検査実施状況報告書に基づき作成（対応が完了した件数を計上）

目次

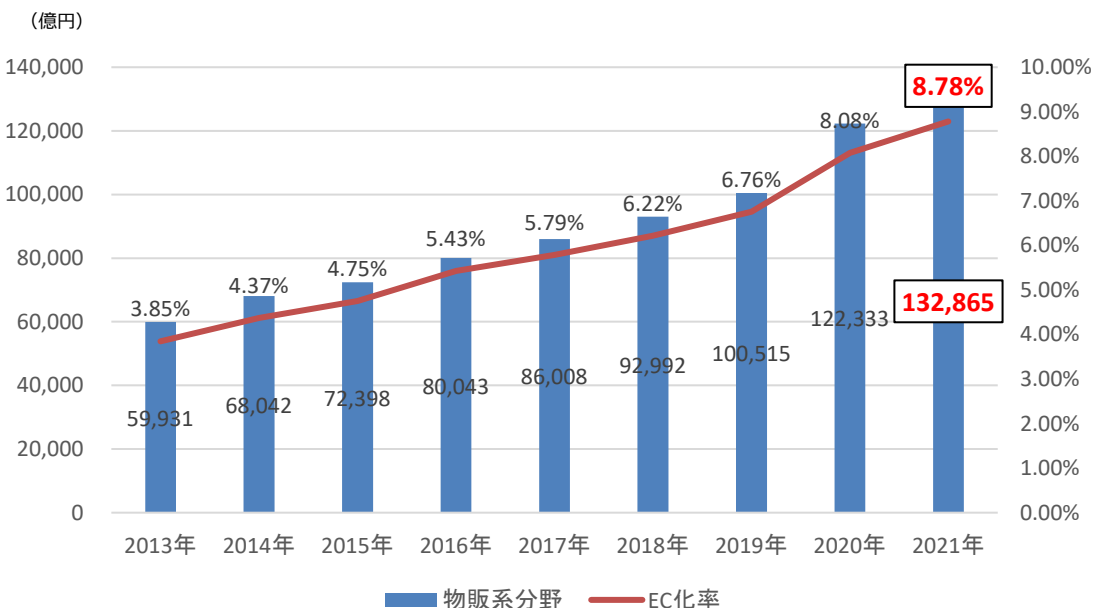
1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
- 4. インターネット取引における製品安全**
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 2021年の物販系BtoC取引は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、市場規模は13兆円を超え、EC化率は8.78%となるなど、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、近年、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による**重大製品事故の増加**や**必要とされるPSマーク表示が付されていない製品の販売等による違反も確認**されており、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めることの重要性は一段と増している。
- 今後、インターネットモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想されるなか、**これまで以上に消費者の安全を確保し、安全な製品が流通する市場として成長することが必要**。

物販系分野のBtoC-EC市場規模

BtoC-EC市場規模及びEC化率の経年推移（物販系分野）



※EC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合を指す。

出典：経済産業省 令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

分類	2019年		2020年		2021年	
	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率
① 食品、飲料、酒類	18,233 (7.77%)	2.89%	22,086 (21.13%)	3.31%	25,199 (14.10%)	3.77%
② 生活家電、AV機器、PC・周辺機器等	18,239 (10.76%)	32.75%	23,489 (28.79%)	37.45%	24,584 (4.66%)	38.13%
③ 書籍、映像・音楽ソフト	13,015 (7.83%)	34.18%	16,238 (24.77%)	42.97%	17,518 (7.88%)	46.20%
④ 化粧品、医薬品	6,611 (7.75%)	6.00%	7,787 (17.79%)	6.72%	8,552 (9.82%)	7.52%
⑤ 生活雑貨、家具、インテリア	17,428 (8.36%)	23.32%	21,322 (22.35%)	26.03%	22,752 (6.71%)	28.25%
⑥ 衣類・服装雑貨等	19,100 (7.74%)	13.87%	22,203 (16.25%)	19.44%	24,279 (9.35%)	21.15%
⑦ 自動車、自動二輪車、パーツ等	2,396 (2.04%)	2.88%	2,784 (16.17%)	3.23%	3,016 (8.33%)	3.86%
⑧ その他	5,492 (4.79%)	1.54%	6,423 (16.95%)	1.85%	6,964 (8.42%)	1.96%
合計	100,515 (8.09%)	6.76%	122,333 (21.71%)	8.08%	132,865 (8.61%)	8.78%

出典：経済産業省 令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

市場監視におけるネットパトロール事業の実施

- 2020年11月より、製品が流通した後の違反製品の有無について、主にインターネットモール上で販売される製品を市場監視する目的で「**ネットパトロール事業**」を実施。
- インターネットモール各社の協力を得ながら、**出品者への事実照会、販売停止等の行政措置を実施**。

事前規制

届出制度

- 製造又は輸入事業者が経産本省又は局へ届出を行う

2020年7月～

出品前審査

- インターネットモール大手に対し、4品目の出品前審査を要請

製品が実際に市場で流通

製造、輸入、販売

- 届出をした型式の範囲で製品を製造、輸入、販売をし、市場で流通

2020年度以降、
2つの取組を実施中

市場監視等

試買テスト

- 市場から規制対象製品を買い上げ、基準適合状況を確認

2020年11月～

ネットパトロール事業

- webサイト上の出品者へ法令遵守状況（PSマークの有無）等を照会

立入検査

- NITE及び経産省が製造又は輸入事業者へ対し実施
- 自治体が販売事業者へ対し実施

違反対応

- 違反事実に基づいて、指導等の対応を実施

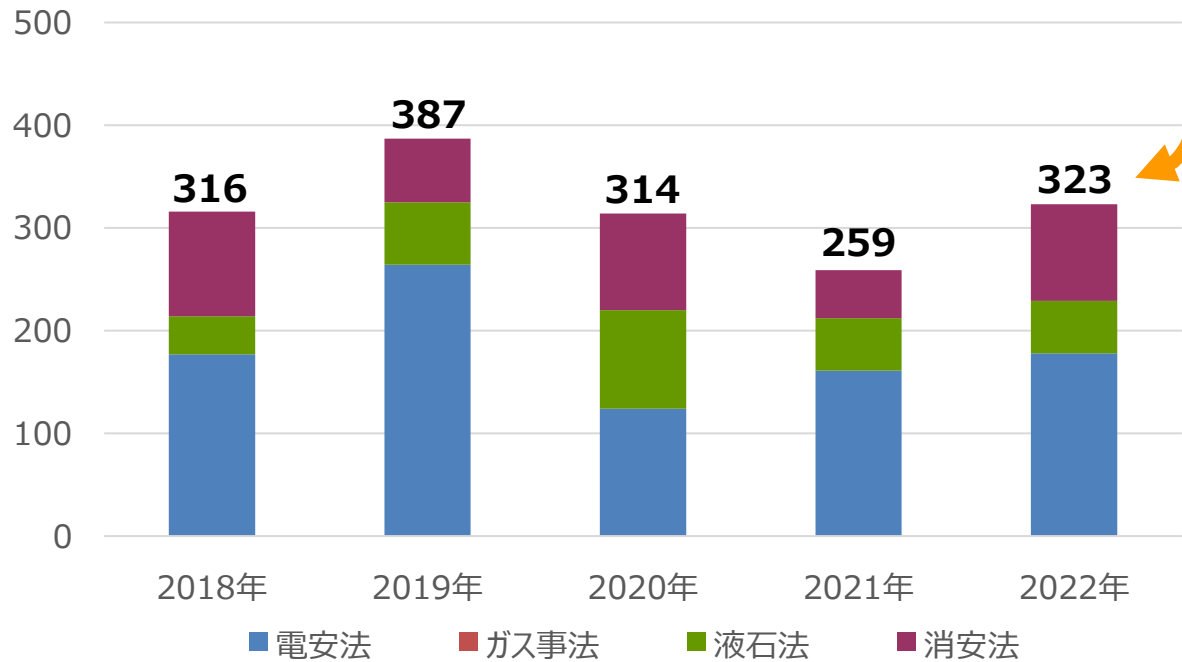
情報提供受付

- 外部より法令違反疑義の情報を受付、対象の事業者へ事実確認等を実施

インターネットを通じた違反品販売の現状（推移）

- 製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反に対して行った対応について、インターネット販売における件数は近年横ばいの状況。
- 経済産業省による監視（ネットパトロール事業）や大手インターネットモール事業者の協力を得たことで増加傾向にはなっていないが、依然として高水準で推移。

（単位：件数） インターネット販売における違反対応件数の推移



2021年度ネットパトロール事業の結果の反映

- 2021年度も、法令違反が多い品目を中心に大手インターネットモール上でPSマークの表示の有無等に関するパトロール（ネットパトロール事業）を実施。
- その結果、2022年は163件の表示違反等について速やかな対応を行い、162件の出品削除を行うことにつなげた（残りの1件については違反対応中）。
※2022年の323件の内、162件が2021年度ネットパトロール事業によるもの。

（2021年度ネットパトロール事業の結果）

・PSマークの表示が疑わしいもの…81件

【件数上位の5品目】

- ①乗車用ヘルメット（消安法）、②カートリッジガスこんろ（液石法）、③開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ（液石法）④電気瞬間湯沸器（電安法）⑤直流電源装置（電安法）

・PSマークの表示がないもの…82件

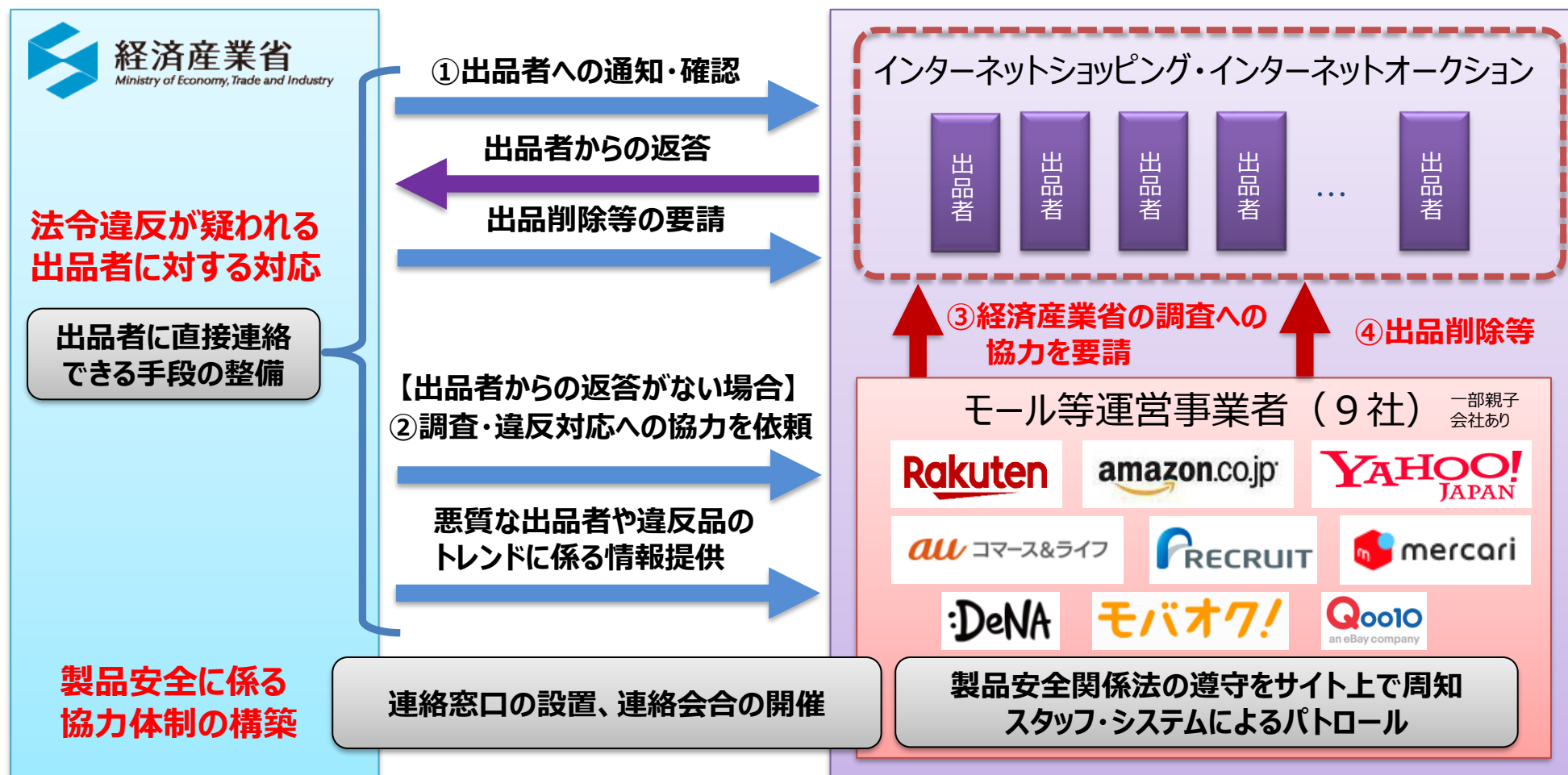
【件数上位の5品目】

- ①リチウムイオン蓄電池（電安法）、②LED電灯器具（電安法）、③乳幼児用ベッド（消安法）、④直流電源装置（電安法）、⑤カートリッジガスこんろ（液石法）

※2021年は2020年度ネットパトロール事業の結果を反映した。
※2022年は違反対応件数の計上における各法間の計上方法を統一した。

モール等運営事業者との協力体制の構築

- 経済産業省とモール等運営事業者9社の間で協力体制を構築。（**2022年度にeBayが新たに参加**）
- 経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応への協力、製品安全関係法の遵守をモール運営事業者のサイト上で周知、連絡窓口の設置及び連絡会合の開催などの取組を進めている。

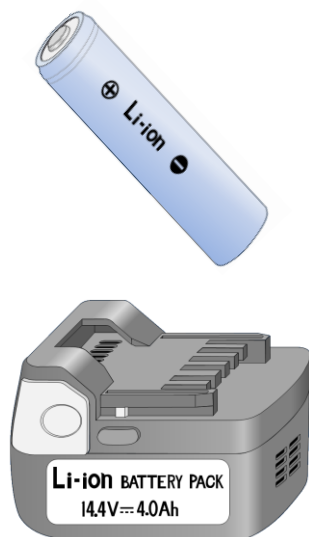


要請に基づくネットモール等運営事業者による出品前審査の実施

- 2020年7月、経済産業省は、ネットモール等運営事業者に向けて、「消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認等の要請について」を発出。
- 特に、違反や事故報告の多いリチウムイオン蓄電池、カートリッジガスこんろ及び携帯用レーザー応用装置の3品目について、**ネットモール等運営事業者は出品者に製品画像の提出を求め、PSマークの表示の確認を実施中**。PSマークの表示のない製品は、出品者のサイト上では販売を停止。
- 規制対象製品における違反件数等の状況を踏まえ、**2022年10月、乗車用ヘルメットの新規追加等を含む追加の要請を実施**。

(ネットモール等運営事業者へ協力要請を行った品目)

【リチウムイオン蓄電池】



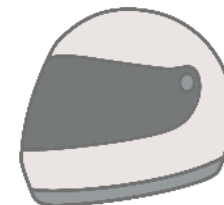
【携帯用レーザー応用装置】
(レーザーポインター)



【カートリッジガスこんろ】



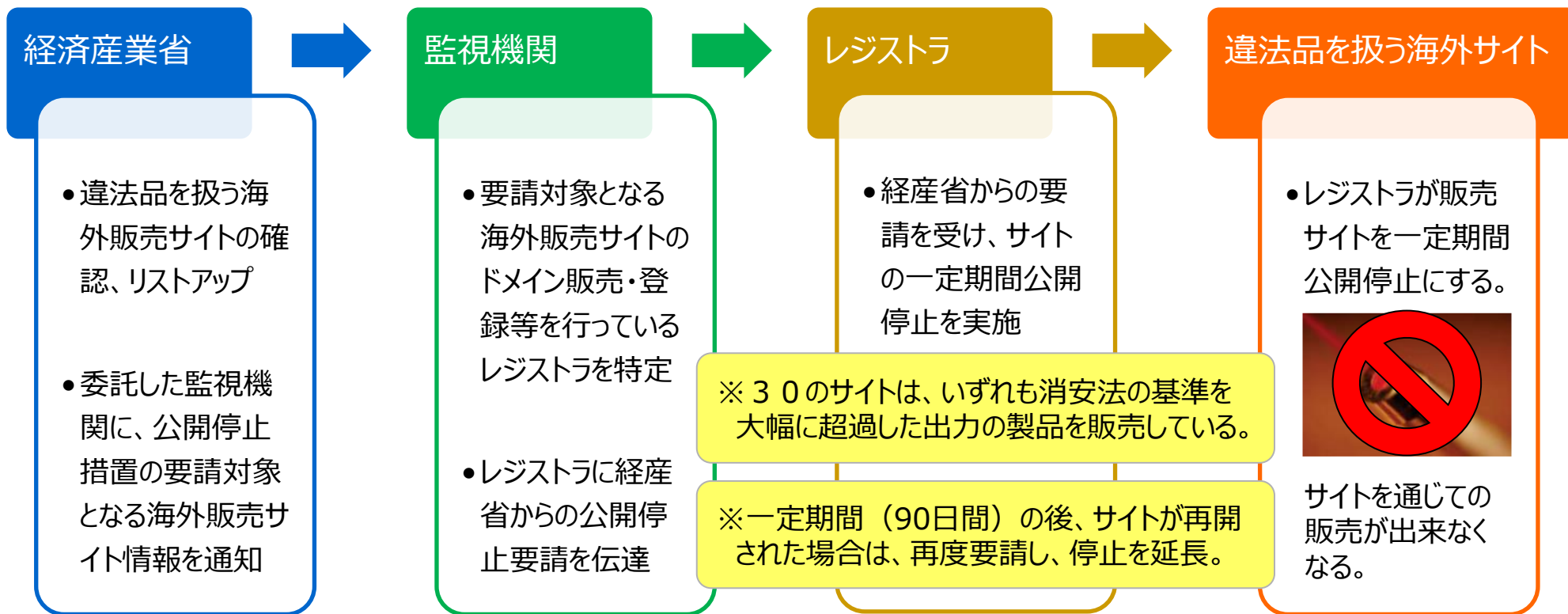
【乗車用ヘルメット】
(バイク用)



違法品を扱う海外販売サイトに対する公開停止要請

- 高出力かつPSCマーク表示のないレーザーポインターが、日本語のみで構成された海外事業者が運営している販売サイトにて取り扱われている事例を従前より確認。
- 現在、監視機関を通じて、ドメイン販売・登録等を行うレジストラに対し、違法な製品を意図して日本向けに販売する**販売サイトの公開停止措置を2020年度から継続的に要請している。**
- **2022年度も30件**の販売サイトに向けて**サイトの公開停止要請を行い、公開停止状態の保持に努めた。**

＜海外販売サイトの閉鎖要請を行う流れ＞

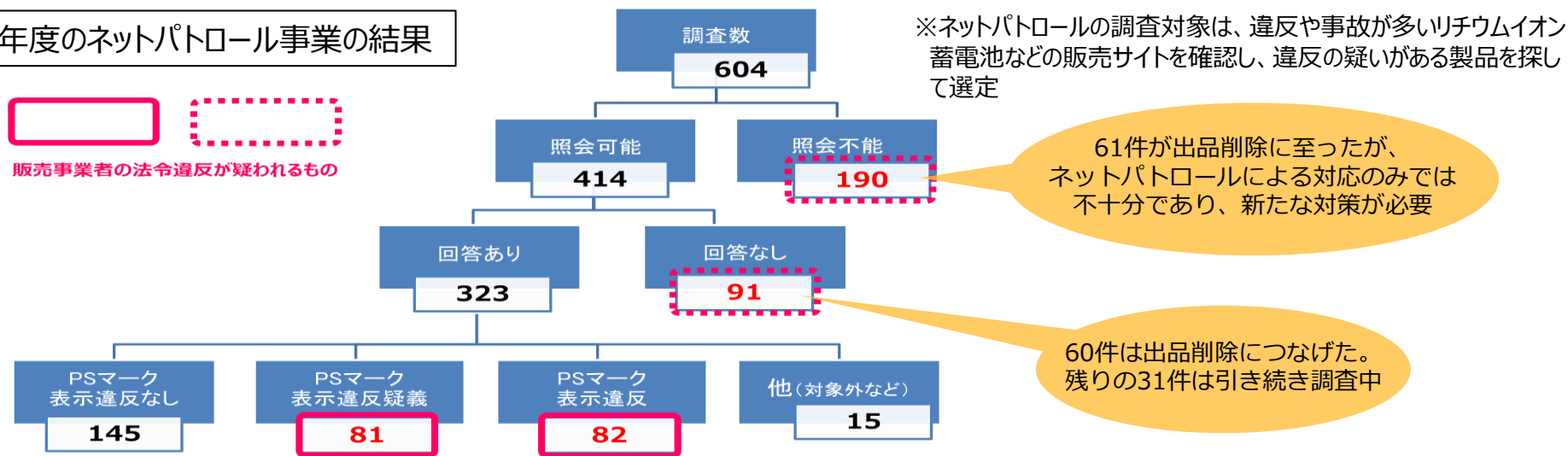


ネットパトロール事業による違反対応の状況

(ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査)

- 2021年度のネットパトロール事業では、ネットモールに出品されていた**合計604件**について調査を実施。
- 2021年度のネットパトロール事業において、出品者への確認により、違反が疑わしいものは81件、PSマーク等表示不適合のものが82件判明。合計163件が出品削除された。**(出品削除の割合は約50%)**
- 対面の販売事業者の違反に比べ違反者が多くなっている。(※参照)
- うち、違法製品であることが疑われたものの、**計190件の案件についてはメールでの連絡ができなかった。連絡ができなかった出品者のほとんどが海外出品者。**

2021年度のネットパトロール事業の結果



※毎年、自治体において製品安全4法に係る販売事業者への立入検査を実施しているが、2021年度に判明した製品安全4法の違反件数は計4件。

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2021年度	3	0	1	0	4

出典：自治体の立入検査実施状況報告書に基づき作成（対応が完了した件数を計上）

製品安全誓約（Pledge）の取組

- 製品安全誓約は、インターネットモール運営事業者がリコール製品や安全ではない製品を消費者が購入するリスクを防ぐための自主的取組を誓約するもの。
- 2021年のOECDによる製品安全誓約に向けたコミュニケ（声明）発表やオーストラリア等他国における誓約の動きを受け、**日本でも誓約の締結に向けてインターモール運営事業者との調整を行っている。**
- 経産省とモール各社は、他国に先駆けて規制対象製品の出品前審査等の連携関係を構築してきたが、**なるべく早期にPledgeの取組を開始**することで、さらに製品安全の確保に向けた取り組みを強化していく。

オーストラリアのPledgeの例

（仮訳）

- ① 定期的に規制当局のリコールサイトや他のリコール製品等（recalled/unsafe products）情報を確認し、見つけた場合は適切に対処。
- ② リコール製品等を通知し、削除するため、規制当局に専任コンタクトポイントを提供。
- ③ コンタクトポイントが当局から削除要求を受けて2営業日以内に、リコール製品等を削除。当局に取られた措置と関連結果を通知。
- ④ 公知の関連情報がない場合、データ・情報要請があれば10営業日以内に、当局と協力しつつ、危険製品のサプライチェーンを可能な範囲で特定。
- ⑤ データ・情報要請と危険製品の削除を処理する内部メカニズムの構築。
- ⑥ 消費者が宣誓署名者に危険製品の出品を通知できるはっきりした方法を提供。通知は署名者のプロセスに従い処理され、消費者への反応が適切な場合には5営業日以内で行う。
- ⑦ 販売者が製品安全規制法を遵守することを促進する措置を実施。当局のウェブサイトへのリンクを含め、コンプライアンス研修・ガイダンスの情報を販売者と共有。
- ⑧ 当局や販売者と協力し、関連するリコールや危険製品の是正措置について、消費者に情報提供。
- ⑨ 必要に応じ、禁止製品、違法製品、リコール製品の販売を阻止又は制限するためのプロセスを確立。
- ⑩ 当局との協力も含め、危険製品の販売を繰り返す違反者に対応する合理的な措置を実施。
- ⑪ 既に出品削除された危険製品の再出現を阻止するための措置を取る。
- ⑫ 危険製品の発見及び削除を改善するための新技術やイノベーションの潜在的利用を探索。

Pledgeにより期待されること

広い範囲で、出品削除に取り組むことができる

規制当局とともに取組の定期的なフォローアップが行われる。

販売事業者に対して法令順守を促す機会が拡大できる。

リコール製品の再出品や悪質な出品者へ措置を講じる。

オーストラリアのPledgeのKPIの例

- 2日以内に出品削除した割合
- 消費者への製品安全情報の提供

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
- 5. 高齢者の製品事故対策**
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

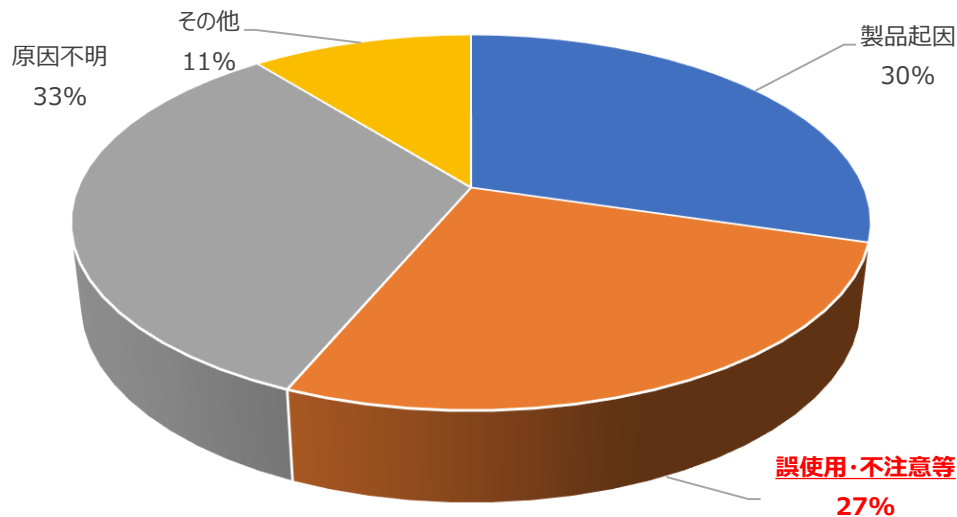
高齢者等関連の重大製品事故について

- 一般的に年齢が高まるにつれ身体・認知機能の低下することから、**不注意・誤使用による重大製品事故が60代、70代、80代では6割を超えており、他の年齢層より高くなっている。**

身体・認知機能が低下した高齢者による誤使用等事故が多くなっている

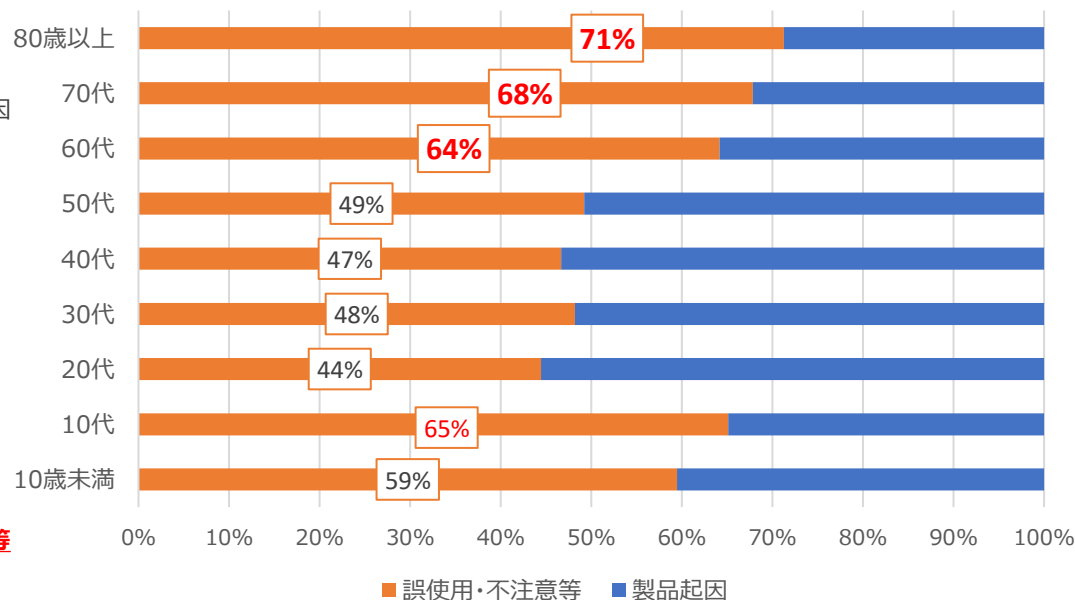
重大製品事故の事故原因（2020年）

N=1019



※NITEによる事故調査の結果、死亡が確認された事故について事故原因を分類
※令和4年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

製品起因と誤使用・不注意等の事故割合（2020年～2022年）



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計

※令和4年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

※NITEによる事故調査の結果、負傷者等の年代が判明したものを計上。

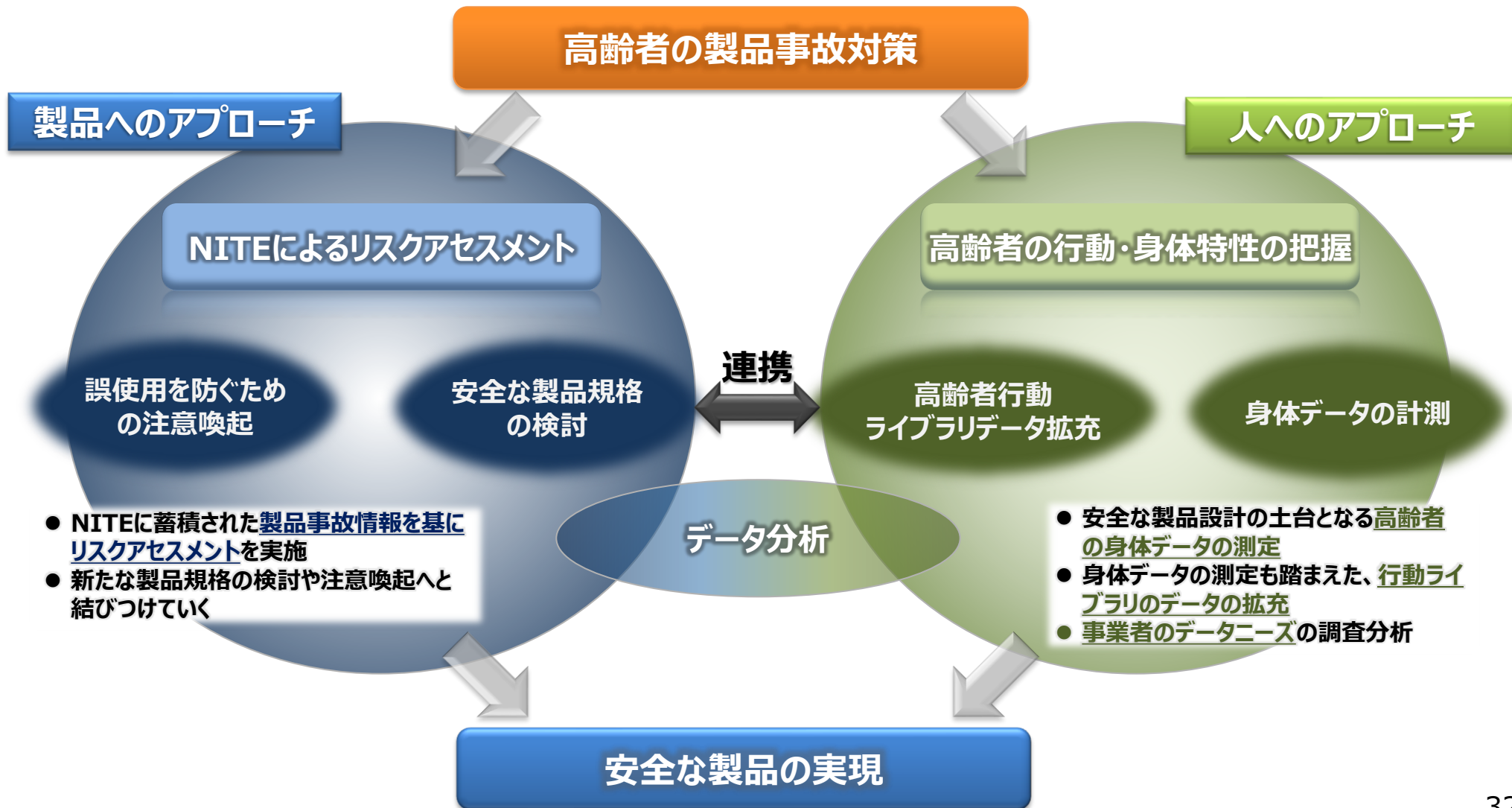
※事故にかかる複数人の年代が判明したものは、負傷者、使用者、所有者の順に優先して計上。

※判明した年齢に幅がある場合や複数人負傷者等がいる場合、より低い年代で計上。

※「小学生」は10歳未満、「中学生」「高校生」は10代、「大学生」は20代で計上。

高齢者の製品事故対策の取組の方向性

- 高齢者の製品事故対策については、「NITEによるリスクアセスメント」と「高齢者の行動・身体特性把握」の両輪で取り組むことが必要不可欠。



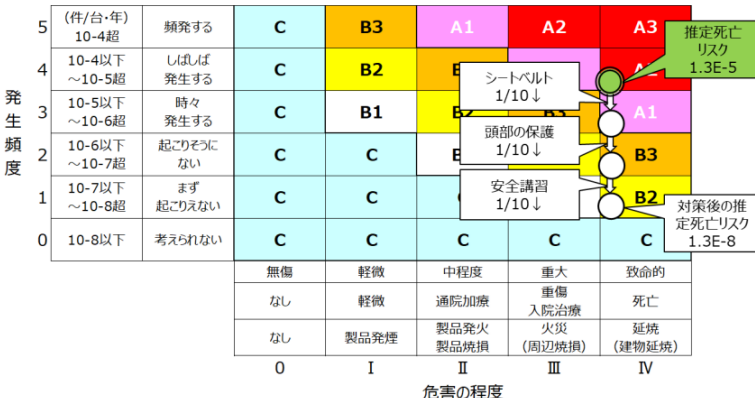
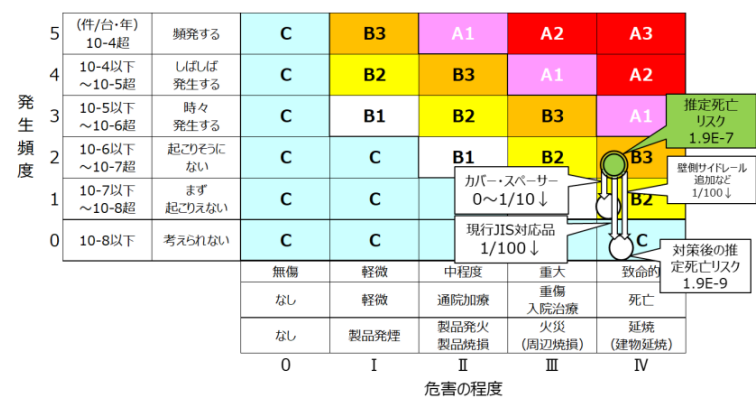
令和4年度リスクアセスメント実施について（介護ベッド、車椅子）

- 高齢者における重大製品事故のうち、発生件数が多く、重傷・死亡事故発生率も高い「介護ベッド」と「車椅子」がリスクの高い製品群に属することから、今年度のリスクアセスメントの対象製品とした。
- 介護ベッドの「挟み込み事故」については、サイドレールの隙間や空間をなくすカバーやスペーサーによりリスクレベル低減が可能。隙間や空間を狭くした2009年JIS規格対応品への交換により許容可能なリスクレベルまで低減することができる。
- 手動車椅子の「投げ出され事故」については、シートベルト、頭部の保護、安全講習により、リスクレベル低減が可能。

令和4年度 リスクアセスメント対象一覧

製品分類	製品名	事故内容
介護ベッド	介護ベッド	挟み込み、転落、転倒、当たる
	ハンドル形電動車椅子	踏切、転落、転倒
車椅子	ジョイスティック形電動車椅子	踏切、転落、転倒、投げ出され
	手動車椅子	転落、転倒、投げ出され、ぶつける

各製品に対する詳細な内容については、「リスクアセスメント報告書」をご覧ください。
https://www.meti.go.jp/product_safety/koureisya/risk_assessment.html
(NITEホームページでも同様の内容を公開)



資料：
NITE製品安全
センター

高齢者行動ライブラリでのデータ収集

- 平成29年度に整備された高齢者の行動に関するライブラリで、産業技術総合研究所において、介護施設に入居される高齢者や一般家庭で生活されている高齢者を対象に、行動データ（映像データ及び姿勢データ）を収集。登録動画数は合計2,000以上。
- 行動データは、身体・認知機能、行動種別、行動に関わった製品などの情報と関連づけているため、目的に応じて観たい場面の検索が可能。現状、100を超える事業者が閲覧登録済。
- 高齢者の行動特性や製品の使い方などを把握することで、安全性の高い製品開発や高齢者の生活を支援する製品の開発への活用に期待。

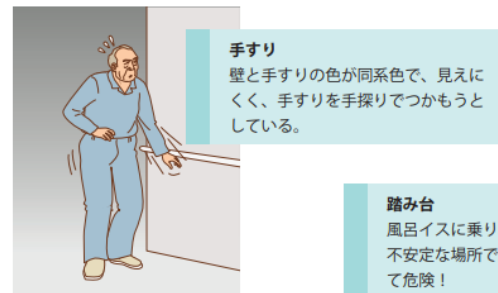
高齢者行動ライブラリの閲覧サイト



< 高齢者行動ライブラリサイト >

<https://www.behavior-library-meti.com/behaviorLib/>

高齢者の日常生活から分析した高齢者特有の危険な行動や不具合



出典：高齢者製品事故防止に関するハンドブック

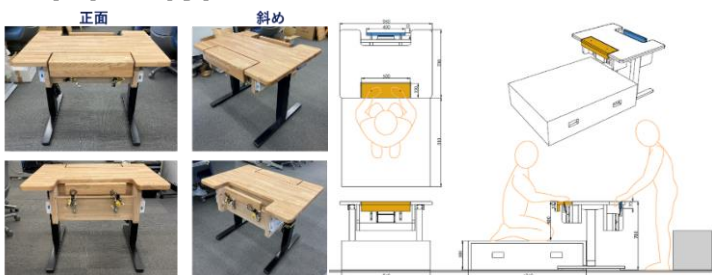
（企画・監修 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能センター）

令和4年度高齢者身体関連データの取得について

- 高齢者が使用する可能性のある複数製品に共通して適用されるJIS規格策定や事故リスク分析への活用を念頭に、高齢者の行動特性が十分に配慮された規格が整備されるよう、その基礎となる高齢者の身体関連データを取得・整備を行った。
- 令和4年度は、高齢者の身体保持特性の計測内容の検討、装置の製作により、計測を実施。また、関節可動域のデータを取得し、高齢者行動ライブラリにて公開予定。
- 高齢者の身体・認知機能や、行動の特性を踏まえた安心・安全な製品の開発につなげるための現場でのデータ取得を実施するため、除雪機や家電、建材（企業連携による実証実験）での計測を実施。
- 加えて「高齢者行動ライブラリ」の発展的な活用に向け、システムの改修等を実施。

身体関連データの取得（令和4年度）

身体保持特性



出典：国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能センター

計測装置を準備し、下記のような項目をセンサで測定。

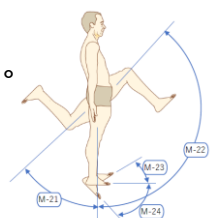
- ・床面から立ち上がるときにテーブルにかかる力
- ・椅子から立ち上がるときにひじ掛け部にかかる力
- ・階段昇降時に加わる力

関節可動域

下記7部位を測定し、
高齢者行動ライブラリへ追加。
肩関節、体幹、
膝関節、肘関節、
手部、股関節、足関節

M-21：股関節の伸展
M-22：股関節の屈曲
M-23：足関節の伸展(背屈)
M-24：足関節の屈曲(底屈)

例) 股関節、足関節



出典：国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能センター

現場でのデータ取得

- ・除雪機
- ・企業連携
(家電、建材)

出典：製品
安全課撮影



高齢者行動ライブラリの新たな活用方法の検討等

- ・市場のニーズ調査等も行う
- ・製品安全コミュニティとの連携等



出典：国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能センター

身体関連データと行動ライブラリ上の動作データを掛け合わせ
より安全な製品の開発に寄与する情報を事業者へ提供する

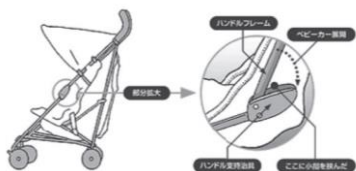
誤使用等事故のリスク低減製品の普及と製品安全市場の創設

- **誤使用等事故を防止**するためには、事故を防止することができる**本質的な安全設計**が必要。
- そうした製品を開発しても、事業者として積極的にPRできず、消費者の認知・評価・購入につながない。

- ① **製品が有するリスクを低減する製品を評価する基準の策定**、② **リスク低減効果の表示制度**の実施
- **消費者が安全な製品の選択する「製品安全市場」を創出**する。

誤使用事故の例

ベビーカー	父親がベビーカーを開く際に、 誤ってフレームの接続部に3歳児の指を挟み、小指の先端が切断 。
除雪機	70歳代の高齢者が、 緊急停止機能をキャンセルして除雪機を使用中に、壁と除雪機に挟まれ死亡 した。
電気湯沸器	乳児が、テーブルに置かれた 電気湯沸器を誤って倒した 際に蓋が開き、 熱湯を浴びたことで死亡 した。
ドア	子供が、 玄関ドアに手を掛けて靴を脱いでいる間にドアが閉まり、右手親指を挟み骨折 した。
暖房便座	80歳代の高齢者が、 暖房便座に30分弱座っていたこと で 低温やけどを負った 。

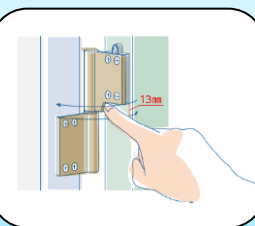


ベビーカーへの指の挟み込み事故

(出典：日本小児科学会「Injury Alert (傷害速報)」ベビーカーによる指先の切断)

誤使用等事故への対応

製品イメージ



指のはさみ込みリスク低減

(イラスト出典：YKK APより)

瞬間暖房便座



・便座の暖房による低温やけど



約27℃で便座を保温

低温やけどのリスク低減

(イラスト出典：パナソニックより)

認証機関による、リスク低減効果の評価・認証

適切な表示によるリスク低減製品の認知向上と普及拡大

マークイメージ



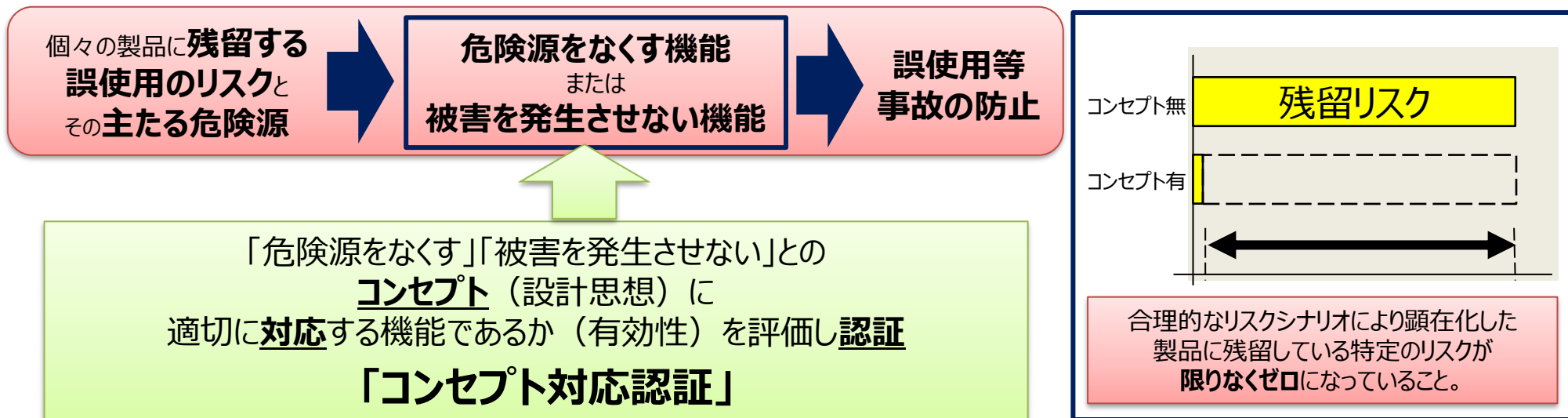
本製品は指のはさみによる事故を防止します。

本製品は低温やけどによる事故を防止します。

特定のリスクを低減する製品への表示制度

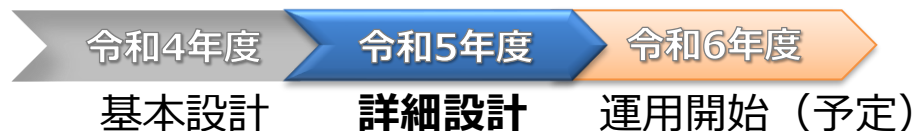
- JIS規格などの安全規格で本質安全や安全防護での保護が要求されていない**残留リスク（誤使用・不注意）**に対する**防止機能（基本安全設計から飛び出た付加機能）**を評価
- 表示制度を通じて、付加機能がスタンダードとして一般化することや、誤使用事故・不注意事故に対する消費者の認知度向上を見込んでいる。

基本安全設計から飛び出た付加機能とは



今後のスケジュール

令和4年度に策定した基本設計に基づき、
令和5年度に詳細設計を実施。



令和5年度に行う詳細設計の主な検討項目

- 1 誤使用等事故のリスクアセスメント
- 2 規格・基準の策定
- 3 第三者認証機関による適切な評価
- 4 消費者にとってわかりやすい表示

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
- 6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育**
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

- 企業による製品安全の先進的な取組を讃えることで、事業活動や消費生活において製品安全が重要な価値として定着し、社会全体で製品の安全が守られることを目的として、平成19年度から実施。

令和4年度の受賞企業

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞 マツ六株式会社
- ・技術総括・保安審議官賞 龍宮株式会社、株式会社オークマ
- ・優良賞 HARIO株式会社、富士スレート株式会社

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞 パナソニック株式会社くらしアプライアンス社
ランドリー・クリーナー事業部
- ・技術総括・保安審議官賞 日立グローバルライフソリューションズ株式会社、
富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
- ・優良賞 株式会社ノーリツ、
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

- ・経済産業大臣賞 茨城日化サービス株式会社

○大企業 小売販売事業者部門

- ・技術総括・保安審議官賞 株式会社赤ちゃん本舗

○特別賞

- ・企業総合部門 株式会社 YUWA ホールディングス



（写真）令和4年度表彰式の様子



製品安全対策優良企業
経済産業省

PSアワードのマーク

製品安全対策ゴールド企業

- 経済産業大臣賞を計3回受賞した企業は「製品安全対策ゴールド企業」として認定。**令和4年度は、新たにパナソニック株式会社くらしアプライアンス社ランドリー・クリーナー事業部」が新たにゴールド企業へ。**
- 製品安全対策ゴールド企業**認定から5年経過ごと**に、認定時の取組が引き続き維持されているか、審査委員会でフォローアップを実施。**令和4年度はアキュフェーズ株式会社とYKK AP株式会社のフォローアップ**を行い星マークを追加。

製品安全対策ゴールド企業（認定年度）

○大企業 小売販売事業者部門

上新電機株式会社（平成26年度）★

○中小企業 製造事業者・輸入販売事業者部門

株式会社相田合同工場（平成27年度）★

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

株式会社バンダイ（平成27年度）★

○大企業 小売販売事業者部門

株式会社イトーヨーカ堂（平成27年度）★

○中小企業 製造事業者・輸入販売事業者部門

アキュフェーズ株式会社（平成29年度）★

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

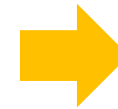
YKK AP株式会社（平成29年度）★

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

**パナソニック株式会社くらしアプライアンス社
ランドリー・クリーナー事業部**（令和4年度）



通常版ロゴマーク



フォローアップ版ロゴマーク



(写真) アキュフェーズ株式会社フォローアップ通知時の様子
(右) アキュフェーズ株式会社 鈴木代表取締役社長



(写真) YKK AP株式会社フォローアップ通知時の様子
(右) YKK AP株式会社 堀代表取締役社長

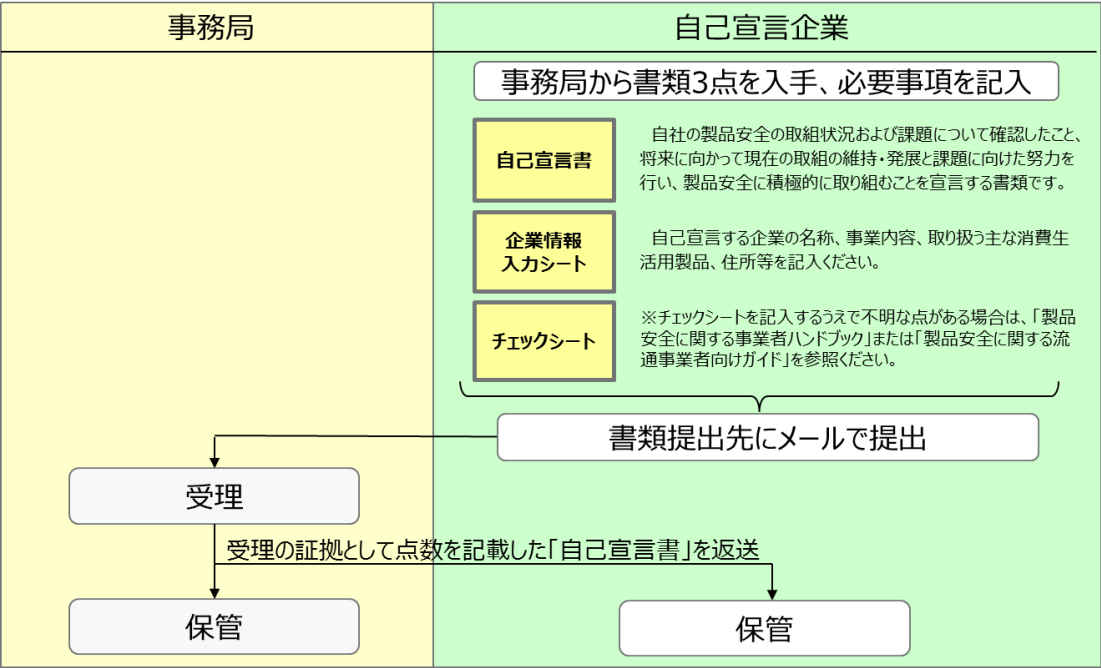
製品安全対策自己宣言（令和4年度から本格導入）

- PSアワードへの応募はハードルが高いと感じるとのご意見を事業者からいただいているため、そうした企業が製品安全の取組状況を自ら確認（チェック）し、将来のPSアワード応募につなげていただけるよう、令和4年度より「製品安全対策自己宣言」の取組を開始。
- これまでに92事業者が自己宣言を実施（令和5年2月時点）。

<対象>

製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者

<利用手順>



チェックシート

「製品安全に関する事業者ハンドブック」、「製品安全に関する流通事業者向けガイド」に基づき作成。チェックシートに記入。チェックを入ると点数が集計され、自社の取組度を確認可能。

The image shows a checklist with five items (1-5) related to product safety measures. Each item has a column for '確認' (Confirmation) and '点数' (Points). To the right of the checklist is a table summarizing the scores.

項目	確認	点数	合計
1. 製品安全に関する取組状況の把握		20	20
2. 製品安全に関する取組状況の把握		20	20
3. 製品安全に関する取組状況の把握		20	20
4. 製品安全に関する取組状況の把握		20	20
5. 製品安全に関する取組状況の把握		20	20
合計		100	100

自己宣言書

チェックシートを用いて自社の製品安全の取組状況および課題について確認したこと、将来に向かって現在の取組の維持・発展と課題に向けた努力を行い、製品安全に積極的に取り組むことを宣言する。

The image shows a template for the '製品安全自己宣言' (Product Safety Self-declaration) form. It includes a header, a main body for the declaration, a date field, and signature lines for the business name and representative.

製品安全自己宣言

当社は、所定のチェックシートによって、自社の製品安全の取組状況および課題について確認いたしました。今後は、現在の取組を引き続き維持・発展させるとともに、課題に向けても努力し、製品安全に積極的に取り組んでいくことを宣言いたします。

令和〇年〇月〇日

事業者名 _____ 役職・氏名（代表権を有する者） _____

製品安全コミュニティ

- 政府が促進しているサプライチェーン全体で製品安全に取り組む体制構築に向けた先駆けとして、製造・販売の業種・業態の枠や、大企業・中小企業の垣根を越えた受賞企業間での異業種交流の場を提供。
- 自発的な企業間連携が生まれ、ビジネスチャンスの拡大にもつながっている。
- 受賞企業と審査委員等の有識者、経済産業省、NITE等との交流を通じて、先進的な製品安全の取組についての検討と製品安全文化の醸成を図る。



サプライチェーンを構成する事業者全体で製品安全に取り組む体制を整備

企業向け製品安全研修

- 企業における製品安全の向上に寄与する人材を育成することを目的として、令和4年度より企業向け製品安全研修を実施。
- 製品事故の発生しづらい製品の設計、消費者の誤使用による製品事故の防護策などを企業間で共有することにより、我が国におけるものづくりの安全レベル向上や、我が国における製品事故の減少が期待される。

○講義内容

日程	講義名	講演者（敬称略）
1日目	製品安全とは－改めて考える重要性－	明治大学名誉教授 向殿 政男
	製品安全に関する行政としての問題意識と今後の規制のあり方	経済産業省製品安全課
	PL法の最新論点	升田純法律事務所 弁護士 升田 純
	品質不正の現状	株式会社日経BP 副編集長 高市 清治
	高齢者の事故防止	東京工業大学 工学院 教授 西田 佳史
	【グループワーク】課題解決に向けた検討	－
2日目	製品安全に関するベストプラクティスの共有（受賞企業の好取組紹介）	株式会社ベネッセコーポレーション アキュフェーズ株式会社 YKK AP株式会社
	製品安全は、日本で確立、世界で展開（ニトリでの取組紹介）	元株式会社ニトリホールディングス 専務取締役 杉山 清
	効果的なリコールの周知法	株式会社日経BPコンサルティング シニアコンサルタント 古賀 雅隆
	【グループワーク】まとめ、振り返り	－

- ・現地参加 : 39名（PSアワード受賞企業、関係機関）
- ・オンライン参加 : 108名（民間企業、行政機関等）



講義の様子

○参加者の声

- ・製品安全の基本に立ち返る良い機会となった。
- ・製品安全の確保について、製造企業・利用者・行政が役割分担を果たし、コミュニケーションを取ることが大事であると再認識した。
- ・異業種の方々と一同に会して研修を行うことで、其々の立場での取り組みや意見が聞くことができた。今後も定期的実施してほしい。

消費者への新たなアプローチ方法の開発

- 昨年度より、子供向けの新聞媒体を通じ、小学生およびその家庭をターゲットとし具体的製品の製品安全のチェックポイントを普及・啓発。今年度は、アニメキャラクターとコラボし子供の関心を高める取組も実施。
- 昨年11月の「製品安全総点検月間」では、**PSアワード受賞企業、製品安全自己宣言企業である全国の約300の電器店舗において製品安全イベントを実施。**



(出典：読売KODOMO新聞 2022年8月18日発行)

○製品安全イベント概要

目的 より幅広い世代の消費者と電器店とのコミュニケーションを図ることで、消費者の安全意識の向上につなげる

日程 2022年11月5日(土)以降の土日
※開催日は店舗にて設定

開催店舗 電器店 約300店舗

対象 小学生

イベント内容

製品安全オンラインクイズゲーム※に挑戦し、クリア画面をイベント開催店舗に提示すると景品（製品安全に役立つ情報が記載された下敷き）を獲得できる。



裏面には製品安全に立つ情報を記載

1

お手持ちのスマホ等で製品安全ゲームに挑戦！

アンケートに答えると、ゲームスタート画面が表示されるよ。ゲームは2種類あるよ★好きな方を選んでね。もちろん両方プレイしてもOK！

2

レアうんこをゲットしよう！

ゲームで300点以上とれたらレアうんこをゲットできるよ！

3

イベント実施店舗の店員さんにレアうんこを見せよう！

せっかくゲットしたレアうんこの画面を消さないように注意してね。

4

景品ゲット！

※ゲームは以下の2種類

○NITE（高学年向け）
「くらしのキケン」を「うんこドリル」で学ぼう～【独法初】NITEが3世代で学べるオンラインゲーム～
家の中で発生する**製品事故全般**が対象

○OYKK AP（低学年向け）
「うんこ おうちの安全ドリル まどとドア編」
家の中で発生する製品事故のうち、主に**窓やドア**が対象

自治体との連携による普及・啓発

- 今年度より、自治体と連携し、高齢者関連の施設・事業者をターゲットとし、PSアワード受賞企業による講演を通じて、製品安全の重要性を普及・啓発。
- セーフコミュニティとして安心・安全なまちづくりを推進する厚木市と高齢者向け製品等の安全性の評価に取り組む川崎市の2自治体で開催。

○厚木市

日時 2022年12月13日 13:30-15:30

場所 厚木商工会議所

講演者

- ・製品安全課
- ・徳武産業株式会社（ケアシューズ）
- ・株式会社近澤製紙所（大人用紙おむつ）
- ・マツ六株式会社（手すり等の建材）



出典：製品安全課撮影

○川崎市

日時 2023年1月26日 14:00-16:00

場所 川崎市産業振興会館

講演者

- ・東京工業大学 西田教授
- ・徳武産業株式会社（ケアシューズ）
- ・株式会社近澤製紙所（大人用紙おむつ）
- ・YKK AP株式会社（手すり・ドア等の建材）



出典：製品安全課撮影

参加者の声

- ・利用者が開発者側の意図・想定と異なる使用をする事例への対応が参考になった。
- ・理念を持って、時代に合った改善をしている点や市場調査やリスクマネジメントにより改善している点が良かった。
- ・関係者の声の吸い上げ、フィードバックを頻繁に繰り返し商品に結びつけていることを改めて実感した。

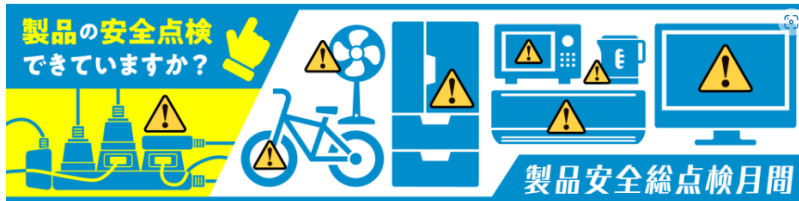
製品安全総点検月間

- 毎年11月の「製品安全総点検月間」に合わせ、製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、自治体、事業者等と連携し注意喚起を実施。

〇ポスター



〇webサイト



- ✓ ポスター等のコンテンツを掲載
- ✓ 本月間と連動した自治体、企業の取組を掲載

〇小学生向け製品安全イベント

PSアワード受賞企業、製品安全自己宣言企業と連携し、全国の約300の電器店舗において製品安全イベントを実施予定。参加者には、ブラックチャンネルコラボ下敷きを配布。



告知用ポスター



裏面には
製品安全に立つ情報を記載

〇地方経済産業局の主な取組

- ✓ 製品安全に関するイベントの開催
- ✓ 製品安全に関するポスターの掲示等

〇賛同民間企業等の主な取組

- ✓ HPや販売店舗での製品安全総点検月間の周知
- ✓ 自社主催イベント等での製品安全に関する情報発信

製品安全における広報戦略の強化（Twitter）

- 2010年より、製品安全課では情報発信ツールとしてTwitterを活用。現状のフォロワー5,825人（2023/3/20現在）。
- 具体的な戦略として、①アイコン、背景の変更、②重大製品事故やリコール情報に関するツイート（“戦時のツイート”）のフォーマット変更、③製品安全に関するオリジナルツイート（“平時のツイート”）の充実、④地方局、NITE、消費者庁等と積極的にリツイート等周知連携を2021年4月より実施。
- 製品安全課オリジナルツイートによって、2022年の最高インプレッション数を獲得し（**エアコン掃除の注意喚起ツイートで140,908件**）、さらに、**1年間で約1,000人のフォロワーを増加**させるなどの効果があった。

2022年に最も多くのインプレッション数(140,908)を獲得したトップメディアツイート



【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室) @kochijiko

梅雨の湿気撲滅対策（エアコン掃除編）
そろそろ #エアコン を動かそうとしているところではないでしょうか
本格的に動かしは始める前に必ずエアコン掃除と、
異音や異臭がないか確認をしましょう

特にエアコン洗浄は必ず専門業者に依頼してください
誤った洗浄方法をおこなうと出火する恐れがあります pic.twitter.com/2s3hBgwNRL



【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)

@kochijiko

経済産業省 製品事故対策室の公式アカウントです。身の回りの製品のリコールや事故の最新情報、事故対策のお役立ち情報など「製品安全」にかかわる内容を発信します。これまでのリコール情報→meti.go.jp/product_safety...

<https://twitter.com/kochijiko>

製品安全における広報戦略の強化（政府広報）

- 安全に配慮した製品が消費者、流通事業者に選ばれるよう、消費者の製品安全に対する意識向上に向けた働きかけを実施。

政府広報を活用して実施した注意喚起

2022年

- 5月 政府広報ラジオ <子どもの屋内での事故防止>
- 6月 政府広報オンライン <夏の製品事故>
政府広報テレビ <子どもの誤飲>
- 7月 視覚障がい者向け政府広報 <夏物家電による製品事故>
- 10月 政府広報オンライン <冬の製品事故>
政府広報ラジオ <製品安全総点検月間>
- 11月 新聞突き出し広告 <製品安全総点検月間>
- 3月 政府広報ラジオ
<春の新生活で購入機会が増える製品の事故について>

政府広報テレビ <子どもの誤飲>



政府広報オンライン <夏の製品事故>



政府広報オンライン <冬の製品事故>



目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
- 7. 製品安全における国際連携・協力**
8. 製品安全に関する手続の電子化

製品安全行政における国際連携・協力

- 製品安全行政の推進にあたっては、海外の製品安全機関等と連携・協力していくことが重要。
- 海外の規制動向を把握し、必要な情報を収集するため、**各国・地域の関係機関との連携・協力を継続**するとともに、**日本の製品安全政策に関する情報の海外発信を強化**。
- 2022年は新型コロナウイルスの蔓延によって引き続き海外渡航が制限された状況であったが、オンライン会議やメール等を通じて海外の関係機関と綿密にコミュニケーションをとってきた。
- NITEとも緊密に連携し、引き続き、国際連携・協力の強化を図っていく。

【基本的な考え方】

- 輸入製品の安全性確保のため、海外の規制動向の把握及び海外に日本の政策に関する情報を発信
- 海外との連携では相互・互恵的関係の構築を目指す（先進国間（欧米・OECD等）、アジア等）
- 国内輸入事業者等の国内関係者と協力し、輸入製品の安全性確保につながる取組を実施

【具体的な取組】

- OECD等の国際会議への参加や二者間の会合の開催を通じ、製品安全に関する海外の規制動向に関する情報を収集
- 経済産業省ホームページの英語サイトの充実等により、日本の政策に関する情報の海外向け発信
- 国内関係者との協力により国際的枠組みにも資する取組を推進（OECD製品安全誓約）

製品安全分野に係る主な国際連携・協力

- 海外との連携では、OECD等の国際会議への参加、協力文書等に基づく二者間会合の開催、その他オンライン会議等による情報交換を継続。今後も良好な関係の構築を目指す。

● OECD会合

2022年4月と11月に製品安全作業部会および消費者政策委員会との合同会合が開催され、オンラインで出席。同会合では人工知能を活用した安全ではない製品の検知、オンラインでの情報公開の有効性、製品安全誓約に関するポリシーガイダンスの内容、2022年に実施する国際共同啓発キャンペーンとその調査、新技術が消費者製品安全性に与える影響等に関する議論が行われた。

● タイ

2020年2月にタイ国内の規制当局の1つであるTISI（工業省タイ工業標準局）との間で署名した協力文書に基づき、第3回会合をオンラインで2022年8月に開催し、電子商取引における製品安全確保の取組や他機関との連携等に関して意見交換を行った。

● 台湾

日台製品安全協力覚書に基づき、2022年12月にオンラインで開催された第6回定期会合に同席。また、NITEは經濟部標準檢驗局（BSMI）との事故分析の情報共有などの技術交流を実施。

● 欧州（EC：欧州委員会）

メールにより製品安全にかかる政策の動向について情報交換を継続。2022年1月にEUの一般製品安全規則の検討状況やIoT製品の安全確保に向けた対応についてメールベースでヒアリングを実施。

● 英国（OPSS：製品安全基準局）

2022年3月にOPSSに対して製品安全にかかる現行の規制の見直し状況やIoT製品の安全確保に向けた対応についてメールベースでヒアリングを実施した。

● 米国（CPSC：消費者製品安全委員会）

メールにより製品安全にかかる政策の動向について情報交換を継続。

● 中国

2019年6月にSAMR（国家市場監督管理総局）とGACC（海関総署）を訪問。NITEと連携しながら今後も継続した交流を目指す。

OECD国際共同啓発キャンペーン

- OECDでは、OECD加盟国及び非加盟国が協力して国際的な製品安全に係る懸念について協調して普及啓発を行う「**国際共同啓発キャンペーン**」を開催。**今年のテーマは「オンライン上の製品安全」**。
- 経済産業省では2022年12月にキャンペーンにかかる**プレスリリースを実施**。また、**インターネットモール運営事業者に対しては対応の協力、さらにインターネットモールの販売事業者に対する周知協力を依頼**をした。

キャンペーンでのメッセージ

【販売事業者向け】

製品の安全性を第一に考える
(出品時)

- ✓ 国内および国外のリコール情報を定期的に確認する。
- ✓ 販売する国ごとに、何が禁止されているか、何が義務化されているかを把握する。
- ✓ 製品の安全性にかかる情報、警告、使用方法、推奨使用年齢、マークに関する情報を出品ページに含める。



【インターネットモール運営事業者向け】

製品の安全性を第一に考える

インターネットモールにおける説明責任
とトレーサビリティを確立する

- ✓ 販売者の身元確認や出品前審査などの対策を講じる。
- ✓ 販売者の身元や連絡先を見えるようにする。
- ✓ 販売者や商品の固有識別子（販売者や商品の情報が特定できるコードなど）の実装を検討する。
- ✓ 安全でない製品の使用を中止するよう販売者が消費者に助言し、リコールなどの是正措置を取るよう徹底する。また、販売者が対応できていない場合は、消費者に適切な助言と救済措置を提供する。
- ✓ 販売先の国で求められる法的義務を販売者に教育する。



啓発キャンペーンのニュースリリース（2022年12月）

インターネットモールを利用する皆様へ 安全な商品かどうかの確認を忘れずに

-OECDによる「国際共同啓発キャンペーン」が行われています-

2022年12月26日

▶ 安全・安心

経済協力開発機構（以下、「OECD」という。）では、「国際共同啓発キャンペーン」と題し、OECD加盟国及び非加盟国が協力して国際的な製品安全に係る懸念について普及啓発を行っています。今年は「オンライン上の製品安全」をテーマに消費者、インターネットモール運営事業者及びオンライン上で製品を販売する事業者に向けて、安全確保に関して期待される取組のメッセージを出しています。経済産業省は、消費者庁とともに我が国におけるキャンペーンの取組を行っています。インターネットモールで商品を購入する消費者、商品を販売する事業者、インターネットモールを運営する事業者においても、皆様による安全な商品かどうかの確認を通じて製品事故の防止に御協力をお願いします。

1. 概要

OECDでは、OECD加盟国及び非加盟国が協力して国際的な製品安全に係る懸念について協調して普及啓発を行う「国際共同啓発キャンペーン」を開催しています。

OECDが2021年に実施した調査によると、海外では、オンライン上で流通している製品のうち、玩具・ゲーム、育児用品などでは販売禁止品やリコール品が販売されている事例が確認されています。また、同調査によると、販売サイトから得られる情報では、製品表示や安全に関する警告が十分かどうか、自主的又は義務的な安全基準を満たしているかどうか分からない製品も約3割あったとされています。

このため、OECDは2022年のキャンペーンのテーマを「オンライン上の製品安全」とし、消費者、インターネットモール運営事業者及びオンライン上で製品を販売する事業者に向けて、安全確保に関して期待される取組のメッセージを発出しました。

2. 消費者の皆様に行っていただきたい内容

経済産業省ホームページの英語サイトの充実

- 製品安全にかかる関係法令やリコール等の情報を集約した、**英語サイトの充実**により、日本の政策に関する情報を海外向けに発信。製品安全施策の概要やオンライン販売される製品の注意喚起資料を掲載し、英語だけでなく中国語の資料も掲載。
- ユーザーが必要な情報にアクセスしやすくなるように、**サイトのレイアウトを改修**。今後も新コンテンツの追加など対外情報発信の充実化を進める。

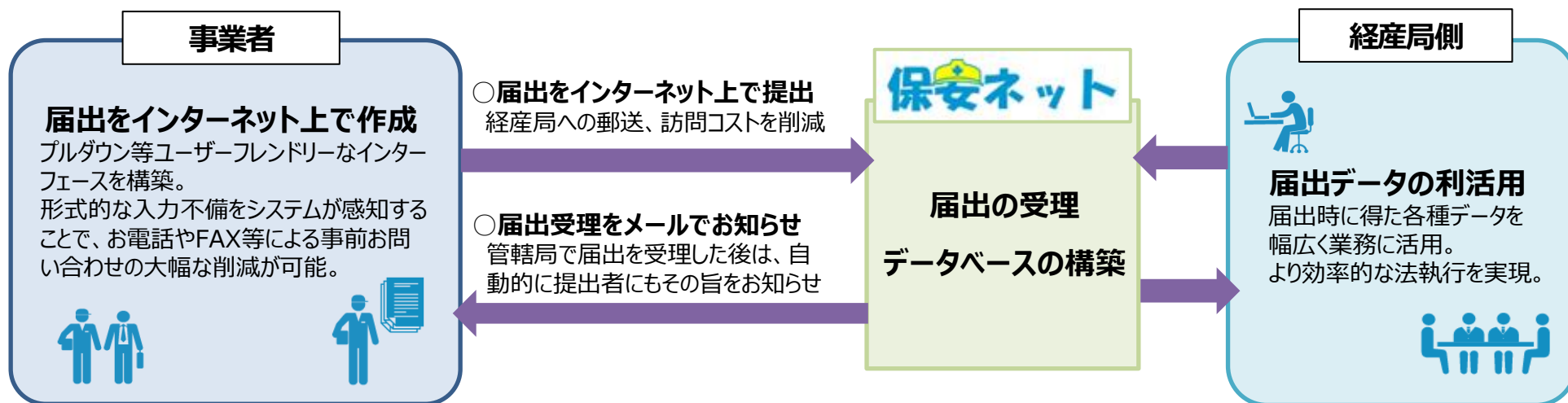
The screenshot shows the METI (Ministry of Economy, Trade and Industry) website. The header includes the METI logo, navigation links (Contact Us, Japanese, Site Map, Main Content), font size options (S, M, L), and an Easy Web Browsing button. A secondary navigation bar contains links for News Releases, Speeches, Statistics, Policies, and About METI. The breadcrumb trail reads: Home > Policies > Policy Index > Product Safety. The main heading is "Product Safety". Below it is an "Overview" section stating that the Product Safety Division is responsible for implementing product safety-related acts (<four Product Safety Acts>) aiming to guarantee safety for consumers in Japan by preventing hazards caused by electrical appliances, gas appliances and general consumer products. A list of <Four Product Safety Acts> is provided: Electrical Appliances and Materials Safety Act, Gas Business Act, Act on the Securing of Safety and the Optimization of Transaction of Liquefied Petroleum Gas, and Consumer Product Safety Act. Two PDF links are shown: "Overview of Japan's Product Safety Acts (PDF:985KB)" and "日本产品安全法案概览 (中文) (PDF:666KB)". A "Press Releases and Related Information" section follows, listing several recent notices and campaigns, including a notice to online marketplace users (December 26, 2022), a notice about snowblower deaths (December 22, 2022), winners of the FY2022 Best Contributors to Product Safety Awards (November 21, 2022), a notice about the November Product Safety Inspection Campaign Month (October 28, 2022), and a notice about portable generators, stoves, or batteries (August 26, 2022).

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
- 8. 製品安全に関する手続の電子化**

産業保安・製品安全関連法令手続の電子申請システム（保安ネット）

- 産業保安・製品安全関連法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山、製品安全）に基づく申請・届出等の件数は年間25万件以上（製品安全は1万件弱）。
- 電子申請システム『保安ネット』を2020年2月から製品安全関連法令で運用を開始。
- 事業者においては、届出書の作成や提出がインターネット上で行えるようになり、届出書の内容不備の確認や経済産業局への訪問、問い合わせに係るコストが軽減される。経済産業省においては、一元的に届出書の受理やデータの管理ができるようになり、形式的な業務が大幅に削減される。
- 規制に係る申請・届出等の電子化を加速していくことが求められており、保安ネットの更なる推進は重要。
- **製品安全分野の2023年2月の届出のオンライン化率（電子届出数／紙及び電子届出数；年度内累計）は約50%**。今後、層なるオンライン化率向上に取り組んでいく。



オンライン化率向上に向けて実施した取組

- 令和4年度は保安ネットによるオンライン化率向上に向け、電子申請促進のための法令ガイドの整備や、各経済産業局との連携強化等を行った。

① 法令ガイドの整備

- ・ 事業者が手続を行う際に必ず参照する電気用品安全法の法令ガイド（法令業務実施手引書）に、保安ネットで届出をする際の電子手続きの画面を掲載し、事業者が法令ガイドをみながらスムーズに手続きができるように整理

② 各経済産業局との連携強化

- ・ 保安ネットの使用実態や各局が認識している保安ネットの問題点を把握し、効率的な保安ネットの改修等を実施するため、各地方局とオンラインによる打合せを実施
- ・ 各局の実態に応じて、さらなるヒアリングや訪問による作業状況の確認などを実施
- ・ 各局からの情報をもとに現状の問題点を把握、改修箇所の優先順位付けと改修を行うとともに次年度以降の改善点を整理

③ 個別事業者への働きかけ

- ・ 事業者向けの説明会を開催し、保安ネットの利用を紹介
- ・ 紙の届出を行う事業者に対し、個別に直接アプローチを行い、保安ネットの利用を案内
- ・ 届出関係の電話問い合わせ対応時に保安ネットの利用をPR



令和5年度以降も、保安ネットの普及のための周知広報・必要な改修によるユーザービリティ向上等により、更なるオンライン化率の向上を目指す